

# 令和2年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和2年12月21日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和2年12月21日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	川岸和花子	2番議員	出口裕
3番議員	岡戸章夫	4番議員	加藤久幸
5番議員	中根信一郎	6番議員	岡野豊
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
防災監	小島行雄	企画財政課長	佐藤嘉彦
保健福祉課長	平田章浩	産業課長	長野了

建設課長 中村安宏 定住推進課長 小澤幸廣  
学校教育課長 塩澤由記弥 社会教育課長 松浦博

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

————— 一般質問

<議事の経過>

議長	( 亀澤 進 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 発言の際には、マスクを着用して発言してください。 また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。 日程第1、一般質問を行います。 通告の順番に発言を許します。 4番、加藤久幸君。
4番議員	( 加藤久幸 君 ) 私は先に通告した二問についてお伺いをいたします。 一番、放課後児童クラブについて。 新型コロナウイルスの蔓延で放課後児童クラブ(学童保育)の役割が再認識されている。保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生らの居場所となる学童保育での問題点及び課題についてお伺いをいたします。 一、必要な支援員が確保されているか。 二、専門性や責任の重さに見合った待遇保障は。 以上、二点について町長にお伺いをいたします。 二番目の質問でございます。

中学生のスマホ校内持ち込みについて。

中学生がスマートフォンや携帯電話を学校に持ち込むことが文部科学省では10年以上前から原則禁止されている。中学校へのスマートフォン、携帯電話持ち込みについて町の現状と問題があるか、教育長にお伺いをいたします。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) 加藤久幸議員のご質問にお答えいたします。

始めに、「放課後児童クラブについて」申し上げます。

森町放課後児童クラブは、平成13年度に森小学校に森放課後児童クラブ、平成15年度に飯田小学校に飯田放課後児童クラブ及び宮園小学校に宮園放課後児童クラブを開設しました。

さらに、平成27年4月1日施行の改正児童福祉法により、対象児童が、それまでの小学1年生から小学3年生までが小学1年生から小学6年生までに拡大されたことから、平成27年度に森小学校に森第2放課後児童クラブを増設し、現在、1単位40人の定員で、4放課後児童クラブ4単位を運営しております。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、感染拡大防止のため、学校が臨時休業になった令和2年3月から5月までの間、看護師などの医療現場で働く保護者や保育園などの保育の現場で働く保護者などの児童の居場所として、重要な役割を担いました。

また、現在、マスクの着用に加え、手指消毒、使用したおもちゃや机の除菌を行い、感染拡大防止対策をとって運営しているところでございます。

1点目の「必要な支援員が確保されているか。」のご質問でございますが、平成26年厚生労働省令第63号「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準」には、放課後児童クラブ毎に支援員を置かなければならないとされており、支援員の数は1単位ごとに2人以上と示されています。したがって、1放課後児童クラブにつき2人以上が必要な職員の数となりますが、町としては安定した放課後児童クラブの運営のために、4放課後児童クラブで支援員

8人に加え、支援員または補助員4人の合計12人を必要人数としております。現在の職員数は、支援員10人、補助員2人の合計12人です。必要人数は確保しております。

2点目の「専門性や責任の重さに見合った待遇保障は。」につきましては、まず放課後児童クラブの職員は、支援員と補助員に区別されます。保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小学校教諭などの資格を持っている者、高校卒業以上で2年以上児童福祉事業に従事している者などが、県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」を受講し、修了することで支援員になります。一方、補助員には資格は必要ありません。支援員、補助員ともに本年度から会計年度任用職員として任用され、報酬、費用弁償、休暇等待遇については条例で定められたものとなっております。報酬面では、森町と同じ公設公営で放課後児童クラブを運営している近隣の磐田市と菊川市の職員1時間あたりの初任給と比較しますと、支援員は森町が951円、磐田市が905円から952円、菊川市が992円、森町にはありませんが、磐田市では主任支援員が981円、菊川市ではクラブ長が1,037円です。

補助員は森町が904円、磐田市が892円から931円、菊川市が925円です。支援員、補助員ともに近隣市と比較しても遜色なく業務に見合った報酬であると考えております。今後も社会情勢や近隣市町の状況等を注視し、業務に見合った待遇の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長  
教育長

( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 次に、「中学生のスマホ校内持ち込みについて」のご質問に、私、教育長から申し上げます。

議員ご案内のとおり、平成21年1月に文部科学省から「学校における携帯電話の取扱い等について」の通知が出され、小中学校において、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては「学校における教育活動に直接必要のない物であることから、原則禁止とすべき」とされています。ただし、「携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合には、例外的

に持ち込みを認めることも考えられる」とされています。

年々、児童生徒への携帯電話の普及が進む中で、災害時や児童生徒への犯罪対応など、緊急時の連絡手段としてスマートフォン・携帯電話を活用することへの期待が高まる中、令和2年7月に改めて文部科学省から「学校における携帯電話の取扱い等について」の通知が出され、これまでと同様に小学校・中学校では、原則持ち込み禁止としながらも、中学校では、学校・生徒・保護者でのルール作りやフィルタリングの設定など、学校または教育委員会を単位として持ち込みを認める場合の一定の条件が示されました。

当町の現状を申しますと、文部科学省の通知に則り、スマートフォン・携帯電話の学校への持ち込みは原則禁止としております。しかし、遠距離通学や公共交通機関を利用した通学における安全確保のために保護者が必要と判断した場合は、学校に申請をしていただき、取扱いについて学校と使用のルールを決めた上で例外的に許可をしているところがございます。現在、三倉小学校において1名、森中学校において2名の保護者からスマートフォン・携帯電話の持ち込みについて申請があり、登校後は職員が預かるなどのルールを決めて運用しています。また、学校統合を予定している森小学校では、統合準備を行う中で、「長距離通学の不安解消のため、携帯電話の所持を許可して欲しい」との意見がありましたので、スマートフォン・携帯電話の持ち込みについて希望調査を行い、管理方法や利用のルールについて検討をしていく予定でございます。

また現在、町内の学校へのスマートフォン・携帯電話の持ち込みにより問題となっている例はございませんが、社会的には「インターネット上のいじめ」や「インターネット上の違法・有害情報等への関わり」が問題とされております。

学校においては、情報機器を使用する際の情報モラルについて理解し、正しく機器を利用することができるよう道徳や社会科の授業で学習をしておりますが、「インターネット上のいじめ」等のトラブルは家庭での取組みも重要であります。保護者懇談会等で「スマ

ホ・携帯講座」を実施し、情報機器の取扱いを取り巻く危険性とその対応について学び、家庭でのスマートフォン・携帯電話の利用に関するルール作りや有害情報を遮断するフィルタリング利用の重要性について、学校・家庭が共に学習する機会を設けています。

情報を取り巻く環境が日々刻々と変化していく中で、学校でのスマートフォン・携帯電話の取扱いを含め、情報モラルに関して、授業や学級活動を通して学習及び指導を続けていくとともに、各家庭とも連携をとって、スマートフォン・携帯電話の正しい使い方や危険性を認識し、適切な対応が図られるよう情報を共有し、協力して取り組んでまいります。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長  
4番議員

( 亀澤 進 君 ) 4番、加藤久幸君。  
( 加藤久幸 君 ) 支援員のことで答弁をいただきました。2人以上が必要であるということで、森町では支援員が10人、それから補助職員が2人、12名で運営しているということを伺いました。また待遇面についても支援員が951円、補助員が904円ということも伺いました。支援員制度というのは安倍政権が2014年に打ち出した新成長戦略の一環で、保育の受け皿拡大や質の向上のため15年度に施行されたものだと聞いております。支援員になるには、町長の答弁のとおり都道府県の研修を受ける必要があり、保育士の有資格者や児童福祉事業に2年以上従事していることが条件であると聞いております。責任の重さに比べて低収入が問題視されていると社会では言われていることが指摘されております。19年度までに研修の修了予定者も資格取得者とみなすなど、経過措置もあったものだと思います。そんな中で、支援員は資格が必要ということで、この支援員と補助職員の仕事内容の違いについてお伺いをいたします。

議長  
保健福祉  
課 長

( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。  
( 平田章浩 君 ) 保健福祉課長です。加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。支援員と補助員の共通の業務としましては、おもちゃの除菌であるとか室内の清掃であるとか、おやつ準

備というものにつきましては支援員も補助員も同様にやっております。支援員のための業務としましては業務記録であるとか保健福祉課への伝達、小学校との連携、それから保護者との関わり、おやつ代などの会計処理が、補助員が行わず支援員が行っている業務でございます。以上です。

議長  
4番議員

( 亀澤 進 君 ) 4番、加藤久幸君。

( 加藤久幸君 ) 詳しく説明いただきました。どんな仕事とかと申しますと、子どもが安心して過ごせる場を提供すること、また子ども一人の発達の特徴などを理解して、時には見守り、時には教えたりサポートをしたり、そして一緒に話をしたり遊んだりすることで子どもの育成支援につなげていくかと思っております。また保護者と連携をして、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事を両立できるよう支援することが放課後児童支援員の主な仕事ではないかと思っております。そうした中でその支援員の求められる人材といえますか、そういうものはもちろん先ほどの保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小学校教員などの資格を持っている方ということも聞いておりますが、やはり一番子どもと接するのが、教員よりも多いかと思っております。そうした中で求められる資質というのはどのような人材を求めているのかお伺いをいたします。

議長  
保健福祉  
課 長

( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

( 平田章浩君 ) 保健福祉課長です。加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。放課後児童クラブにつきましては、利用する児童が明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保証するということになっておりますので、補助員、支援員につきましては明るく衛生的に対応できて、なおかつその児童さんに見合った支援ができる職員、それから心身とも健康な方ということで支援員、補助員につきましてはそういう職員でございます。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 ) 4番、加藤久幸君。

4番議員 (加藤久幸君) 求められる資質ということでお伺いをいたしました。また、今後支援員のなり手不足というのはどのようにお考えなのか、今までそういった事例があったのかということと、報道で私も知ったことなのですが、静岡市清水の岡児童クラブというところがありまして、そこでは要件を満たさずに研修を受け、資格を取った人がいるとの情報が4月に県に寄せられて、市の調べで2019年に資格を得た2人が条件を満たしていなかったことが発覚したと聞いております。また基準を満たしていない岡児童クラブは、国や県の補助金を受けることができないということも聞いております。ここら辺のことを非常に危惧しているわけですが、それについて、今後の支援員のなり手不足に関してどのようにお考えかお伺いいたします。

議長 (亀澤進君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 先ほど町長の答弁でもありましたとおり、必要な人員は現在確保できている状況でございます。ただし今後の状況も踏まえまして、現在もハローワークであるとか町内回覧で募集もしてございまして、現在、今月に入りまして2人ほどの応募がございまして既に放課後児童クラブの現場を見ていただく等を実施してございます。今のところ森町においては支援員不足という現状はなく、募集をかければ応募があるという状況でございます。以上です。

議長 (亀澤進君) 4番、加藤久幸君。

4番議員 (加藤久幸君) 2名募集をしたということで、ハローワークにかけているということで見学等も来ていると伺いました。またこの支援員というのは、私、非常に重要な仕事だと思ひまして、全国学童保育連絡協議会の事務局次長の話では、子どもの見守りは一人一人の気持ちを大切にすることが求められる。支援員のような専門的な知識や技能を備えていない人が自分の子育て経験や子どもはこうあるべきという一方的な思いだけで保育に関わると、子どもを守るどころか傷つけてしまうことが起きかねない。十分な支援員の



体制が求められる。行政は、支援員の働き方や待遇の改善にも着手し、専門性や責任の重さに見合った待遇を保障しない限り、今後も支援員の確保には苦慮し続けるだろうということで、この事務局次長の方はこういうことを心配をされております。こういう心配は森町ではないということによろしいですか。

議 長  
保健福祉  
課 長

( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。  
( 平田章浩 君 ) 子どもの放課後児童クラブにおいての見守り等につきましては、町長の答弁にありまして2名を常時確保してやっております。ただ学童を利用される方の状況等を踏まえ、必要であれば人員を3名つけるとかということもできるように必要人員を確保してございます。それから先ほど私は、現在のところ不足はなく、募集をかければ応募がある状況であるということを発表させていただいておりますが、今後も必ず応募があるかということにつきましては、やってみないと分からないところはございますので、必要な待遇等、近隣市町を見ながら、状況を確認しながら待遇等の改善にも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議 長  
4 番議員

( 亀澤 進 君 ) 4 番、加藤久幸君。  
( 加藤久幸 君 ) よく分かりました。今後も待遇等改善、いろんな面のことに努めていくということをお伺いしました。それとちょっと確認ですけれども、先ほどの給料がどこから出ているのかということなのですが、この方は公務員なのか会社員なのか、どこから支払われているかということで、公設公営ということで会計年度任用職員ということによろしかったですか。この中では公設公営、それから公設民営、これは会社員とかNPO職員になると思うのですが、あと民設民営ということがあると思うのですが、確認のため公設公営ということによろしいですか。

議 長  
保健福祉  
課 長  
議 長

( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。  
( 平田章浩 君 ) 森町においては、4つの放課後児童クラブ全てが公設公営でございます。  
( 亀澤 進 君 ) 4 番、加藤久幸君。

4 番議員 ( 加藤久幸君 ) 全てが公設公営ということでお伺いいたしました。そうしますと市町村から支払われているという解釈でよろしいかと思えます。あと、学童指導員の支援員、指導員の、先ほどの資格の話でしたけども放課後児童支援員が資格を持っている人でないとだめということで、学童指導員は持ってなくても大丈夫ということかと思えます。そしてまた給料面ですけども、全国学童保育連絡協議会が2014年に行った調査ですと、週5日以上勤務する指導員の中で年収150万円未満の人は46.2パーセント、150万円以上300万円未満の人は31.3パーセント、300万円以上の人は5.4パーセント、このぐらいの全国平均と町内も同じようなことよろしいですか。

議長 ( 亀澤進君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田章浩君 ) 保健福祉課長です。給料につきましては、町から支出をしているということでございます。それから年間の給料額につきましては、現在の支援員、補助員全てが、旦那さんの扶養の範囲で働きたいという希望がございますので、その希望の給料、希望の業務量で給料を支出しているというところでございます。以上です。

議長 ( 亀澤進君 ) 4番、加藤久幸君。

4 番議員 ( 加藤久幸君 ) もう一つ質問した中で、全国平均と森町はどうなのかというそのパーセンテージについてはどうですか。

議長 ( 亀澤進君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田章浩君 ) 現在のそれぞれの初任給は先ほど町長から答弁があったですけども、現実的に、先ほど私の方から発言をさせていただいたとおり、旦那さんの扶養の範囲で勤務をしたいというご希望が、全員の支援員、補助員からございますので、扶養の範囲になるような業務量で働いていただいております。全ての支援員、補助員につきましては、扶養の範囲の中の勤務の額ということですので、金額的には先ほど加藤議員がおっしゃった金額の中で一番低い金額の中に全て含まれます。以上です。

議長 ( 亀澤進君 ) 4番、加藤久幸君。

4 番議員 ( 加藤久幸君 ) 給料面については了解いたしました。今後も支援員が不足しないよう、また内容についてもそういう専門性のある業務ですので、必要な指導等を行っていただければと思います。これについての答弁は結構でございます。

次にスマホの持ち込みの件でございますが、一定の、保護者が必要と判断した場合に限り、原則禁止であるが必要と判断されれば、協議をした結果、許可を出すというような教育長の答弁でございました。その保護者が必要と判断した場合というのは具体的にどういう場合なのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

議長 ( 亀澤進君 ) 塩澤学校教育課長。

学校教育課長 ( 塩澤由記弥君 ) 学校教育課長です。ただいまの加藤議員のご質問、具体的に保護者が必要と認めた場合というのはどういうケースかというようなご質問でございます。先ほど答弁の中で、実際に森町で保護者と学校とルールを決めて持ち込みをしている例に関してでございますが、通学に関しまして、距離が長い通学における、その途中での防災でありますとか防犯、心配事に対応するケースをご心配されて保護者から申し出があった件が小学校において1件、中学において2件あるというような状況でございます。以上です。

議長 ( 亀澤進君 ) 4番、加藤久幸君。

4 番議員 ( 加藤久幸君 ) 当然、通学が長いということも考えられると思います。そうした中で、やはりしっかりとルール作りが必要ではないかと思います。災害とか登下校時の緊急時に備えて必要という声が、多分保護者の方からも今後上がってくるのではないかと思います。そうした中で、やはり便利なものですが、当然大人の中ですともう携帯電話は車と一緒に存在で、無くてはならない存在と考えております。今後、お子さんたちも、IT化も進む中でそうなるのではないかと思います。大人で携帯電話が無いというと非常に不便ですし、家に忘れてきたというと一日情報も得られないということになります。お子さんの場合にはそういう、先ほど教育長の答弁でもありましたように、いろんなトラブルというこ

とが一番心配かと思います。そのことも鑑みて、文科省では持ち込みを許可している学校などへのヒアリングをもとに、紛失や盗難、授業の妨げになる、インターネットへの依存度の高まりなどを想定し、社会でも会員制交流サイト（SNS）で裸の写真を送られるなど、子どもが巻き込まれる事件が増えている、そういうことを助長しないかという危惧もされております。それについてはルール作りをして、フィルタリング等をかけて安全に運用するという解釈でよろしいですか。

議長  
教育長

（ 亀澤 進 君 ）教育長、比奈地敏彦君。  
（ 比奈地敏彦 君 ）今回の文科省の提言等については、先ほどから話をさせていただきましたけども、災害とか緊急時の発生、そういう緊急連絡の手段等についてという部分を踏まえて、今回大きな見直しがあったということでございます。ですので、学校へ持ってくること自体については文科省についても基本的には原則禁止ということになっております。それは小学校とか中学校においてもそうです。高校は持ってきても使い方については限度があるというような使い方。ですので、一般的な使い方云々というのは別として持ち込み等についてという今回のご質問等については原則禁止という部分を維持しながらも、保護者のいろんな思い、そういう声を聞きながら対応していくというのが筋でございます。議員のご指摘の資料の中にも多分あると思うのですが、全国の小学校、中学校においても98パーセント以上の学校は原則禁止なのです。持ってきていません。私立は55パーセント台ですかね、国立が80パーセント台、ですので、基本的な動きについてはどの地区においても原則、小中学校においては持って来ないという維持をしながら、それぞれの状況に応じて、学校と保護者又は子ども等に入りながら見直しをしていくということです。ですので、その使い方についてのルールは4条件をクリアしないと学校へは持って来ない、そういう部分がはっきり明記されております。その4条件の中においては確実にスマホの中にフィルタリングをするとか、そういう約束事をちゃんと守っ

た上だったらいいですよという条件が課せられて、今回新たな見直しがかかったということでございます。私たちの現場としてもその4条件がきちんと守られるならば、またそういう要求が保護者からあればという部分を芯にこれからも対応していけたらと思っております。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 4番、加藤久幸君。

4番議員 ( 加藤久幸君 ) 4条件というふうに伺いましたけども、その4条件というのをちょっと具体的にどんな条件なのかお願いできますか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 詳細の言葉は省きますけども、的を射た四つの言い方をさせていただきます。一つ目が、学校での管理方法と紛失時の責任の明確化。二つ目が、学校や家庭における危険性の指導。三つ目が、学校と生徒らが協力したルールの策定。四つ目が、閲覧対象を制限するフィルタリングを保護者の責任で設定。これらの4条件としております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 4番、加藤久幸君。

4番議員 ( 加藤久幸君 ) 4条件を説明していただきました。非常にこういうしっかりとしたルールの中でやっていけば安心安全かと思えます。便利なものですので便利に使っていただければと思います。そんな中で98パーセント以上が原則禁止、ごく一部のお子さんにか許可をされていないということで、学校に持ち込んだ場合には、学校に来てから先生がそこで電話を預かるということで、そういった意味でも安心かと思えます。ちょっと参考までですけども、いろんな方がいろんなことを言っているのですが、禁止したほうがもちろん教員が楽と認める一方で、危険性や情報の正しい見極め方など、どう使うかを学校が教える方が教育的とおっしゃっている方もいらっしゃいます。ただ単に危険だからやめましょうということではなくて、正しい使い方、正しいルールをこれからも作っていただければと思います。今のこの四つの条件で安心かと思えます。最後にこ

の条件も満たして保護者が必要とした場合という条件ということで聞いておりますが、今後やはりスマホ、携帯電話持ち込みが増えていくような可能性は考えられると思うのですが、そこら辺の、将来的に減ることはないと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

議 長  
教 育 長

( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 将来的な展望等についてというご質問等でございますけども、今現在、日本全国若干の差はあると思います。年度の差はあると思いますけども、小学校の所有率が55パーセント前後あると思うのです。中学校の利用率等についても66パーセント、要するに上にいけばいくほどみんなが持っているという状態については、もうどんどんどんどん年度が経てば増えていくというのは重々理解しております。先ほどから何回も言いましたように、やはり今現在においては持っている子と持っていない子ということがありますので、そういう部分も考えてくると、基本的なスタンスは学校にはやはり必要無いものという部分を、国の方でそこが変更しない限りは私たちもそれを貫きながら、現場の状況に応じて対応していくのが筋かと思っております。

議 長  
4 番 議 員

( 亀澤 進 君 ) 4 番、加藤久幸君。

( 加藤久幸 君 ) 将来的なことを伺いました。やはり基本的には持ち込み禁止ということが私もよろしいのではないかと思います。一方でスマホは子どもにとって、今やもう不可欠な、必要なものだと思います。新型コロナウイルスなどで休校中などもスマホで友達と繋がって孤立せずに済んだというような子どももいたと聞いております。また付き合い方を、上手にスマホと付き合いっていくということも、今後学校でさらに教えていく必要があるのではないかと思います。いずれにしても森町ではそれについての問題点はあまり見受けられないと伺いました。今後も正しいスマホ、携帯電話の持ち込みの仕方、四つの条件も含めて指導をされていかれることを望みます。以上で質問を終わります。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 次に、1 番、川岸和花子君。

1 番議員

( 川岸和花子 君 ) 1 番、川岸和花子です。通告のとおり以下の質問をさせていただきます。

一、森林環境譲与税の使い道について。

令和元年より、森林環境譲与税が町に交付されており、令和6年度より、森林環境税が課税されるようになる。森町においては今年度当初の歳入予算で、約2,000万円近くの森林環境譲与税が見込まれ、また3月議会の質問では「森林環境整備基金」を設置し、用途については検討していくとの答弁があった。

一、次年度の予算において、森林経営管理制度導入など、実施予定の事業計画があるか。

二、森林環境譲与税を活用して、人づくり推進、また次世代育成事業として、森林環境を学ぶ森町独自の教育プログラムを義務教育の小学生、中学生の教育の中に取り入れてはどうか。

二、遠州の小京都のまちづくりと観光について。

今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内でも人が集まるイベント等が中止になり、経済的な影響が大きい。その中でも町の収入を上げ、町の活力を上げていく必要がある。このコロナ禍だからこそ、三密を避けソーシャルディスタンスを取りやすく、ゆったりと過ごせる森町に来ていただくチャンスだと考える。

一、本町から天宮神社の前を通り、城下の町へ続く古い町並みは、観光散策していただくには興味深く、貴重な資源だと思う。そのためには通りに民間企業や個人店舗が出店しやすい制度を設けるなど、まちづくりの詳細な実行計画を進めたいかがか。

二、元さざんか荘の跡地は、見晴らしが良く、「遠州の小京都」を地形的に感じるができると聞いていた。しかし、行ってみると木が伸びて全く景色が見えず、またベンチも草に埋もれている。見晴らし良く整備し、案内板を設置するなどして観光スポットの一つにしてはどうか。

以上、お願いします。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) 川岸議員のご質問にお答えいたします。

始めに「森林環境譲与税の使い道について」でございます。

森林環境税及び森林環境譲与税につきましては、パリ協定の枠組みの下における、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布され、税の目的や使い道等が規定されており、「森林環境譲与税は、市町村及び都道府県が実施する森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策に要する費用に充てなければならない」とされているところであります。

また、森林経営管理制度につきましては、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法に基づく制度であり、森林所有者が自ら森林を経営管理できない場合には、町が仲介役となって森林組合等の事業体に委託し、森林整備を実施することができるといった新たな制度であります。

森林環境譲与税を活用した、森町の取り組みにつきましては、令和元年度は、森林環境譲与税9,361千円が国から配分され、森・橘地区の一部の森林所有者に対して、今後の森林経営管理に関する意向を調査する森林整備意向調査等業務委託に3,245千円、意向調査を正確かつ円滑に進めるための、林地台帳の情報更新業務委託に2,640千円、森林に通じる既設林道、作業道を作業車両が円滑に通行できるよう林道の維持補修修繕に3,200千円を充当し、276千円を森町森林環境整備促進基金へ積み立てたところであります。

令和2年度は、19,892千円が配分される見込みとなっており、引き続き、森林整備意向調査等業務委託に5,500千円、林道の維持補修修繕に3,800千円を充当し、10,592千円を森町森林環境整備促進基金へ積み立てる予定となっております。

1点目の「次年度の予算において、森林経営管理制度導入など、実施予定の事業計画があるか」とのご質問であります。森林経営



管理制度を導入した森林整備や管理につきましては、森林所有者と町が協議の上、経営管理の委託手続きを行った上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林については町が管理することとなっています。そのため、まずは森林所有者の意向調査が必要であり、先ほども申しあげましたように、橘地区においてモデル的に令和元年度から取り組んでいるところであります。

その対象の森林面積は約136ヘクタール、森林所有者は63名であり、アンケートに回答のあった森林所有者53名のうち43名、約8割の方から「森林の経営管理を町に依頼（委託）できるならば、検討してみたい」との回答がありました。その43名が所有する森林面積は109ヘクタールで、アンケート対象面積の約8割となっております。

この109ヘクタールについて、森林の整備の必要性や経済性等について、現在、現地調査を委託事業として実施しているところであります。

令和3年度における取り組みにつきましては、現在、まさに予算編成中であることから、現時点では明確なことは申しあげられませんが、モデル的に取り組んでいる橘地区の現地調査が令和3年度で一区切りとなることから、来年度も実施していきたいと考えているところであります。

森林経営管理制度を導入するためには、この他にも森林の境界の確定や経営管理権及び経営管理実施権の設定など、さまざまな手続きと課題があります。

他の市町の取組状況につきましても、県が主催して意見交換会等を実施し、情報収集・共有を図っておりますが、さまざまな課題等があげられております。

こうした状況でありますので、森林経営管理制度に基づく森林整備や管理については、現在取り組んでいる森林整備意向調査等の結果や、他市町の取組事例等を参考にしながら、こういった整備手法

が森町にとって効果的であるか等々、財政面も含め検討してまいりたいと考えております。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

教 育 長

( 比奈地敏彦 君 ) 2点目の「森林環境譲与税を活用して、人づくり推進、また次世代育成事業として、森林環境を学ぶ森町独自の教育プログラムを義務教育の中に取り入れてはどうか」とのご質問に、私、教育長から申し上げます。

当町の学校における森林環境教育の取り組みについて申し上げますと、小学校3年生の社会科の授業では、郷土森町の歴史や文化、環境等を教材としてまとめた「わたしたちの森町」を副読本として使用し、森林環境をテーマとした「木を育てる人たちの仕事内容」について学習をしています。身近にある森林環境に目を向け、森林の役割やそこで働く人たちについて学習することにより森町の大きな財産である森林の役割を認識する機会としております。

また例年、夏休み期間中の取り組みの一つとして、トラック協会の主催する「トラックの森」の絵画コンテストへの作品の募集があります。少し難しい課題ではありますが、静岡県トラック協会がなぜ「森づくり事業」を行っているのかを考え、日常生活と森林の環境との関わりを考える良い機会となっております。

一方、小中学校における授業につきましては、2017年に改訂された新学習指導要領により、「外国語教育」や「プログラミング教育」等社会の変化を見据えた新たな教科が追加され、今まで以上に授業の時数が増えています。議員のご提案であります「森林環境を学ぶ森町独自の教育プログラム」を教育課程に盛り込むことは、授業時数の増加により非常に難しい状況ではありますが、森町の自然環境を考えたとき、大きな役割をもつ森林について学ぶことは大切なことですので、現在取り組んでいる社会科の授業や総合的な学習における地域環境学習の中での取り組みを工夫するなど、森林環境について考える機会をこれまで以上に設けるよう努めてまいりたいと考えております。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。  
( 午前10時25分 ~ 午前10時35分 休憩 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) 次に、「遠州の小京都のまちづくりと観光  
について」お答えします。  
1点目の「本町から天宮神社の前を通り、城下の町へ続く古い町  
並みは、観光散策していただくには興味深く、貴重な資源だと思う。  
そのためには通りに民間企業や個人店舗が出店しやすい制度を設け  
るなど、まちづくりの詳細な実行計画を進めたらいかか」とのご  
質問についてですが、「遠州の小京都まちづくり」につきましても、  
平成26年度に基本構想、平成28年度に基本計画を策定し、産業振興、  
観光振興、文化振興という視点から、遠州の小京都・森町を「継承  
する」、「発信する」、「もてなす」という3つの基本方針を定め、「環  
境づくり」、「商品づくり」、「ブランド力づくり」、「拠点づくり」、  
「組織・体制づくり」、「人づくり」を戦略として、森町全体の遠  
州の小京都まちづくりを推進しているところであります。  
議員ご案内のとおり、本町から天宮、城下までの町並みは、遠州  
の小京都を表現する重要な資源であると考えており、新型コロナウイルス  
感染拡大の影響による観光の自粛等により、森町への観光客  
が減少傾向にある中ではありますが、「遠州の小京都まちづくり基  
本構想・基本計画」に基づき、「遠州の小京都・森町」を発信する  
ため、町が補助金を支出し、森町観光協会が実施する観光疑似体験  
動画作成のテーマの1つとして、小國神社や大洞院、森町体験の里  
アクティ森のほか、本町から城下までの町並みを散策する動画を現  
在製作中であり、今後、PR発信していくと聞いております。  
一方、魅力ある町並みではあるものの、観光客だけではなく町民  
等が利用する商店等が減少しているといった現状があることも事実  
であります。  
こうした商店等の減少については、全国的に見ましても、少子高

齢化等による、商店街等の商業集積地への来訪者の減少による事業維持の困難や、事業を引き継ぐ人材がいなかったりすること等による後継者不足などが、商店等が廃業している原因としてあげられています。

また、こうした空き店舗等の現状につきましては、1階部分が店舗で、2階部分が住居という構造が一般的であることから、商店を廃業しても建物を住居として利用しているため、空き店舗の利活用が進まず、結果、商店街の賑わいがなくなり、さらに来訪者が減少するという悪循環が進んでしまうといった現状があります。

議員ご発言の民間企業や個人店舗が出店しやすい制度については、先進地の事例をみますと創業や起業を希望する事業者に対して空き店舗を貸し出すチャレンジ支援としての取り組みや、店舗の改修費用や家賃費用を補助し、空き店舗の利用を促進する取り組み等がございますが、先ほど申し上げましたように、住居が一体となっている店舗が不動産物件として実態として流通しない、また、対象となる物件が私有財産であること、さらに、自治体の支援が直接的に個人の生業、利益に繋がるといったところなど、空き店舗や商業活性化に関する課題解決については、他の施策にはない難しさがあります。

しかしながら、町並みの賑わいは遠州の小京都まちづくりにおいても重要であると考えておりますので、商業支援としての商工会などの地域支援団体や店舗所有者等との連携や遠州の小京都まちづくりとしての古民家等の利活用等、さまざまな視点からのアプローチを踏まえつつ、まちづくりを検討してまいりたいと考えております。

2点目の「さざんか荘跡地を観光スポットの一つにしてはどうか」について申し上げます。

森町老人憩いの家「さざんか荘」は、お年寄りの方々に身近で気軽に楽しんでいただける憩いの場を確保し、心身の健康保持と福祉の増進を図るため、昭和47年10月に営業を開始しました。建設当初は多くの宿泊客で賑わいを見せ、ピーク時には宿泊客が年間4,000

人近くあり、また、休憩者数も年間15,000人ほどに及びました。

その後、利用者の減少、施設の老朽化等を踏まえ、安心・安全面を考慮し、また、町内に類似施設も充実してきたことから、平成17年度に完全閉鎖、平成19年度に解体したところであります。現在は、跡地の約1,000平方メートルの平地に転落防止のフェンスとベンチを設置し、普通財産として管理をしており、主には森町営グラウンド利用者の臨時駐車場として利用しております。

議員ご発言のように、「さざんか荘」跡地は、太田川対岸の森町市街をはじめ、三嶋神社、森川橋、天浜線鉄橋が一望でき、遠くは春埜山、本宮山、大日山などの山々も見ることができ「小京都」を感じられる眺望の良い立地となっています。

しかしながら、議員ご案内のとおり、樹木の生長に伴い全体の景色を見ることが困難になっている状況です。

議員ご提案の「見晴らし良く整備し、観光スポットにしたかどうか」についてですが、跡地の法面を含め敷地の半分ほどが土砂災害の警戒区域に指定されており、また、建築物を建てる場合には、建築基準法に定める崖地の基準を満たす必要があることから、観光スポットとして整備するためにはさまざまな法的制限をクリアすることが必要となります。

また、眺望を確保するための樹木の伐採については、立木の箇所が崖地となっていること、また崖下に道路が走っていることや一部私有地と接していることなどから、敷地一体で実施することが難しい状況となっております。こうしたことを踏まえると、観光スポットとして整備するためには解決すべき課題も多く、案内板の設置も含め、「遠州の小京都」としてどのような形態のものがよいのか、関係法令や費用面を含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

まずは平地の部分について定期的に草刈り等を実施し、その中で眺望を出来る限り確保し、また、駐車場として気持ちよく利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えます。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長  
1 番議員

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 森林環境譲与税のことからですけれども、国が創設した目的というのは、森林自体が地球温暖化の防止になりますし、国土の保全、水の確保等、国民に非常に恩恵を与えるという認識と、森林整備をすることで国土、国民の生命を守るという認識が高まってきたのだと思っております。そしてまたSDGsの観点からも、森林資源を活用して、空間も利用して、また林業産業を活発にして、森林経営を通じて大きな循環を作り出すという点でも大きな意味があると思っております。その中で、先ほど説明をいただきました森町の元年度の取り組みについては公表されておりますので承知いたしました。また先ほど細かいことを言っていただきましたけれども、意向調査をされて8割の方が町に委託をされたいという、8割って結構大きいと思ったのですが、これが橘地区のモデル地区ということで、これがもし全体に行って8割となるととても森町森林組合さんだけでは手が回らないのではないかと思いました。やはり不採算林地をいかに手入れするかというのがすごく大きな問題だと思いますので、森林整備計画等も作成されてやっておられると思っておりますけれども、この不採算林地がたくさん、広域になってきたときにどのように管理していこうと考えているのか質問したいと思います。

議長  
産業課長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。川岸議員の再質問にお答えいたします。今、ご発言があったように、不採算林地、経済的にその木を例えば伐採して出してもなかなかペイしない、またそういった木材がないといった林地のことかと思っております。今、ご発言があったように、その不採算林地の今後の対応というのは大きな課題になっております。今、ご案内いたしましたように、ある一定の地区でございますが、予想よりもやはり多くの方が、森林の経営管理についてなかなか自分では厳しいというご回答をいただいているとこ

ろでございます。では不採算林地を全部町が預かってやるかといいますと、これはとんでもないというか非常に厳しい状況にはなりません。財政も限られております。その中で当然森林環境譲与税を充てていくというのはひとつの考え方でございます。現在まだ橘地区とって本当に一部の地区でございます。なぜ橘地区かと申し上げますと、やはり三倉、天方の森林につきましては、ある程度人工林で、当然手が入っていないところもございますが、森林組合と現地を見て人工林として手を入れていけば、今後とも持続可能な森林経営ができる林地が比較的多くあるではないかというところがございます。一方、森地区以南の森林については人工林の整備がそこまで進んでいるかというとなかなか難しいところがございます。当然広葉樹が間に入っていたり、そこを効率的に間伐して効率的に木を出していくかというところ、なかなかそういった土地がないところのちょうど境目というところで、森地区の橘地区を選んでモデル的にやっているところがございます。そうした状況でございますので、今しばらくその状況を見て、森町としてどういった、その不採算林地への手の出し方があるのか。そこを必ず手を入れて間伐しなければいけないのかというところ、そういう森林ばかりではありません。当然その森林が、例えば道路の近くで崖地であって、荒れていて困って住民の生活に支障が出てくる森林であるならば、何かしら手を入れて保全していくという観点はございます。その一方で、そこまで森林として財貨を産まなくても、ある程度少し手を入れていけば、今後ともそのまま保全できていく森林というものもございます。そういったものが、今、現地調査をしている最中でございますので、そういう状況を踏まえて、今後町としてどういった森林に手を入れて、どういった森林に、当然手は入れていくのですが、どこまで手を入れていくのかというのは非常に難しい検討にはなるわけでございますが、そういった点を踏まえて、また当然所有者のお気持ちということもございます。それに加えて町の財政面を考慮に入れた上で、どういった形でそこへ町が方針を立てていくかというのは現在検討

中でございますので、いろいろなご意見を踏まえて、今後とも鋭意検討していきたいと考えております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

1 番議員

( 川岸和花子 君 ) 森林の保全、治山、間伐等環境保全に関しましては専門的な方の意見も聞いていただけて進めていただけるということですので、しっかりとお願いしたいと思うのですが、私はこの森林環境譲与税の使い道の中で、やっぱりその保全とかの方に、防災の意味もありますけど、そちらに結構意識が行っているというのを感じました。そして人材育成というところが抜けているのではないかと少し思ったわけです。森町森林組合さんでも緑の雇用事業等を活用しながら、人の確保とか、働きながら資格を取るといようなことをされているということなのではございますけれども、やはり全国的にそうだと思いますが林業の人材不足というのは課題であると思います。そこで森町は非常に森林の自然環境に恵まれている中で、小さい頃から、もう森町だからこそ森のことにすごく詳しいという教育をしていったらどうか、袋井市とか磐田市とかにはない、森町だからこそ子どもたちはみんな知っているのだというような教育があれば、まだ10年後、20年後の話になりますけれども、森林に関心を持つ子どもたちが増えるのではないかと思います、そのようなことに活用している事例がないかということで林野庁の活用事例を探しました。そうしますと岩手県の西和賀町というところなのではございますけれども、こちらは奥羽山脈のもう本当にど真ん中というか海に一番遠いところにある町です。ちょっとスライドを見ていただきますと、ちょっと字が細かいのでこの目的のようなものをちょっと読ませていただきます。自分が所有する森林にさえ目を向けることが少なくなり、森林整備の遅れや林業従事者の減少につながっているという問題点と、あと町内の小中学校の授業の一部に必ず地域の森林・林業について学ぶ機会を得られるようにするという事業に取り組んだということです。その写真をアップにしてみましたけれども、小学校ではちょっと親しみやすいようにクイズ形式などを



取り入れまして、講義の中で森林の役割とかを学ぶ。それと別に木に触れる作業ということで実際に木を切ってみるとかもしている。中学校においてはもう少し、森林と資源と、また経済的な、職業の観点からの講義ということで森林経営という点でも講義を受けているということです。森林管理の現場というのは実際に、先日私は陣屋峠の横の所の木を切る手伝いをしたのですけれども、斜面で木を切るというのはすごく技術が要って危険も伴って、ちゃんとした知識がないとできない、技術、経験が必要だということをそんな小さなところから感じたのです。また森林の役割を小さい頃から認識しているということと、経済的観念というのをちゃんと学ぶということ、そしてそれを販売して管理していくということ、小さい頃は簡単なものでいいですけど中学ぐらいになるときちんとそういう循環というところを学んでいくべきではないかと思います。また森林認証ブランドのF S C認証というのを森町の森林も取っておりますので、そちらを取っているということはものすごい誇りであるということもきちんと認識できるような知識というのを教えていったらどうかと思いました。今度三倉小学校も廃校になりますけれども、そちらは本当に、森林環境の教育をするには、地元の人たちも子どもたちのために林を提供されていたりとか、環境は非常に良いと思います。そういうところで森林環境教育というのができていったらいいと思うのですけれども、先ほど教育長が言われましたように教育現場の教職員の方々は非常に大変だと思います。今年は新型コロナウイルスで休校が続いた上に、今、2学期になりまして、それでも観音山であるとか運動会、また持久走まで行事をこなしながら、また授業も遅れないように進めておられて、また新たな教育指導要綱に則った授業も入ってきているということで大変だとは思いますが、今ここ目先のことではなくてやはり10年、20年後の教育として取り入れていこうという意向はいかがかと思うのですけれども、その点をお願いします。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長

( 比奈地敏彦 君 ) ありがとうございます。譲与税を利用した教育の在り方という部分について考えるわけですが、先ほど答弁がございましたけども、町としての姿勢は、五つ六つの利用の仕方はさせていただいてるわけです。調査とか、先ほどお話があったような。それで人材育成云々というところで、教育でなんとかつながらないかというようなことですが、今、川岸議員から目先のことだけでなく先を見てというようなご質問もございましたけども、元々教育そのものについては先を見た教育というものもやっているつもりでございます。議員ご案内と言いますか、知識の中にあると思いますけども、小学校、中学校においては総合的な学習の時間というのが併設されております。その中で年間70時間くらい総合的な時間というのがあるのです。その時間の中である程度、それぞれの学年、または学校が独自の環境教育、森林に特化しているわけではございませんけども、森町だったら森町の良さ、自然の良さ、または働いてる人の生業とか、そういうのは多かれ少なかれ勉強しております。ですので、やはり先ほどご指摘のプログラムについて、奥羽地方云々というのは、多分林業を生業として成り立っている地域については、私はそういう部分として底上げとしては大事だと思いますけども、森町そのものについては、譲与税のことだけ言うと、私的ですけども林業だけではなくて農業とか文化とか歴史とか、いろんなさまざまなものがございまして、そういう部分を踏まえると、やはり学校教育とすると人材教育に視点を当てていないということではなくて、やれる範囲の中、総合学習または理科の学習、社会科の学習の中で、森町の自然の良さ、または職業体験の中でそういう部分を繰り返しながら、自分の生き方、そういう部分にも触れられるような教育をそれぞれの学校が無理なくやっているところでございますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。あとそういう跡地云々については、ある程度そういう事業の会合がこれから着々と進んでいくと思いますので、そういう部分については、また新たな発展があると思いますのでご理解をお願いした

議長  
1 番議員

いと思います。

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 次のスライドは、この岩手県の西和賀町が行った事業スキームということで、町の役場が企画調整、準備をして、外部講師を呼んで森林環境教育を行ったということが、先ほどのスライドの小さくなっていたところをアップにしたものですが、そういう事例が上がっておりました。今、教育長がおっしゃられたように本当に教育自体が長い目で見えるものですが、この森林環境譲与税もこれからずっと続くものですので、本当に今というのも大切ですが、やはり将来のために今、方向性を決めるということも大切だと思います。これから続いていくという観点からも、いろんな方面からの専門の人から意見を聞いて、用途を決めていっていただきたいと思います。

ここで次の質問にまいります。遠州の小京都のまちづくりと観光についてということですが、以前から言っているように今、コロナ禍で逆に森町は注目されているのではないかと考えています。先日、私のことですが、11月29日に町並みと蔵展に参加してまいりました。今、コロナ禍で町外から人を呼べないということで、町内に住んでいる人限定で、町並みと蔵展を行っていただいたのですが、この役場周辺の辺りから本町、中町、新町と歩いて行くと本当にとっても面白くて魅力があって、お昼は柏屋さんで食べたりとか、種茂家でお茶をいただいたりとか、本当に開放されていたりして面白くて、遠州の小京都って本当だなと感じることができました。ただいつも開いてるわけではなくて、そういう開放の日しか入れない。またお店も開いている時しか行けないというふうに、もし普段の日に来られたらなかなかお店がないと滞在できないと思います。あまり森町が良さを理解されずに帰っていくのではないかと考えています。小國神社さんもすごく観光客が多いですけど、森の町民の方はやっぱり街の方に活気が欲しい、こっちにも観光客を呼んで欲しいというような声もよく聞きます。森の街の中で、商工

会の下にあります森のシロくま堂さんとか、新町にありますが駄菓子屋カフェけーやランドさんとか、こういう面白い店ができるとその店を目指して遠くからでもやってくるという現象が起きています。こういう小さくても面白い店をぽつぽつぽつと発展していくと人が寄ってくると思うのです。こういう小さなところで頑張っている方々に何か、条件は当然付けますけれども、行政で商工会に補助をバンではなくて、一軒一軒町として、小京都を目指す中で人を呼んでくださっているそういう店舗に何か補助金のような制度ができないかという提案ですけれども、先ほどの町長の答弁ではやっぱり難しいということでしたが、今一度この頑張っている方々に、先ほど空き家の2階が住居になっているとかそういう問題もありますけれども、何かそういう方向で持って行くことができないかというのをもう一度聞かせてください。

議 長  
産業課長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。  
( 長野 了 君 ) 産業課長です。川岸議員の再質問にお答えいたします。空き店舗の活用、それに遠州の小京都のまちづくりというテーマでも何かしら支援ができないかということでございます。答弁につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。ポイントはやはりその空き店舗を持っている方々、あとはそのまともりとして本当に積極的に、こういうふうにやっていきたいのだというご要望があるかどうかというところがポイントになってくると思っております。産業課としても空き店舗、古民家等を活用した企業移住促進につながるまちづくりでありますとか、伝統的な町並みを活かした集客拡大によるまちづくりとか、そういった先進事例等も整理または検討を、どういう状況にあるのかというのを全国的な事例も踏まえていろいろ検討はしておりますが、そのポイントは、やはりそこに住んでいる方々がどれだけそういう思いがあるかというところが一番のポイントでございます。その事例のほとんどが、やはりそこには商工団体であるとかそれぞれのまちづくりの団体でございますとか、そういった方々が積極的に動きつつ、またそれと

行政が連携をして支援を行っている。そこは多くの事例が側面支援となっており。なぜそうかといいますと、やはりいつまでも行政が手を出していても、そこが持続的に皆さんが活性化してやっていくかというやはりそこに住んでいる方々、そこで商いを営んでいる方々がそういう思いでないとなかなか難しいのではないかと考えております。そういった団体、あとはそういった思いの方々が森町に動きがあってということであれば、行政としてもどこまでできるかというのを検討していくことになるのかと思っております。また、あと森町といたしましては、今年度、古民家の利活用の可能性調査というものを実施しております。そういった特徴的な古民家というのは一つの森町の財産でございますので、それを調査して、当然それは人に入ってもらうわけですから、耐震とかそういった調査が主なものになりますけれども、こういった今後の利活用の可能性があるのかというのは、やはり今後モデル的にこういったものかということについては、古民家という一つのテーマで今後整理していきたいと思っております。空き店舗の活用等については、これまでもいろいろな検討をしているわけでございますけれども、先ほども申し上げましたようにそういった大きな課題はございます。そういった思い、川岸議員のような思いも持った方々もおられると思っておりますが、その個別の支援としてどこまで行政が関わっていくのかというのは、今後とも検討していきたいと考えております。以上です。

議長  
1 番議員

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) そういうまちづくりも合わせてやっぱり移住も促進されるのではないかと思っておりますので、今後とも継続してご検討よろしく願いいたします。

あと一点、私はいつも袋井、掛川から森川橋を渡ってこの役場の方に向かって帰ってくる時に、森川橋を通る時にいつもその風景を見て、森に来て良かったなとすごく感じています。私のような、よそから来た人がそう思うのですから、森の地元の方はもっとそう思

っていると思うのですけれども、私は観光客の方もやはりそれを感じたいのではないかと考えています。志賀重昂さんが森町之賦というのを詠んだというのも非常によく分かりますし、三方を山に囲まれて太田川が流れていて、川の隣には町並みがある、そういう小京都を観光客の方は感じたいのではないかと思いました。それで地形的に一番感じられるのが、さざんか荘の跡だよと、そのさざんか荘というものの自体私もよく分かっていなかったのですが、行ってみました。そして11月9日の写真を見ていただきますと結構草もありましたし、木が伸びていて景色が見えるというほどでもなかった。12月14日にもう一度行った時には、草は刈っていただいております、頂上の部分は町の管理だということで草は刈っていただいておりますけれども、そこから法面の木とかは伸びているのでやっぱり景色は見えないということです。以前からも一般質問でそのさざんか荘跡地のことは話題に出ておりました、私が見た限りでは平成26年に当時の伊藤和子議員が聞いておられて、また平成29年には鈴木托治議員が聞いておられますが、どちらも建物を建てるという前提ということでちょっと難しいと、でもその答弁で、やはりその景色は良いというのが町の方の、町長を始め教育長の方もすべて、みんなが納得するところだったのです。現在はさざんか荘の跡というのはなくて、石が敷かれていて、フェンスがあるのでそんなに危険はないと思うのですけれども、ここを見晴らし良くするだけで非常に良いビューポイントになるのではないかと考えています。その木の伐採を、私有地になるということなのですけれども、危険も伴うのですがそれ以上の価値があるのではないかと考えて、もう一度木の伐採をして景色が見えるようにしていただけないかということと、あと先日、浜松市天竜区の二俣城址公園に行った時に駐車場の横に観光案内板と言うか、地図と合わせてその地図のところにこういう施設がありますよという案内がありました。これの左をちょっとアップにしてみますと、地図のところに四角で観光案内があつて、その場所がここというふうに書かれていました。内山真龍資

料館、本田宗一郎資料館等の案内があつて、鳥羽山城の説明があつたのですけれども、親しみやすいキャラクターもあつて、文字だけが並んでいるとちょっと読もうとは思わないですけども、写真も入っていてキャラクターもあつて説明してくれているというような案内でした。そして向かって右の方は、やっぱり同じように町中のこの蔵はこうですよとか、その資料館があるとかではないのですが、ここはいつ頃の建物でとか、そういう説明が載っておりました。こういうものを例えばそのビューポイントとしてさざんか荘跡と言われるところに建てて、実際にその地形を見て、ここへ行ってみようと思えるような仕掛け作りと言うか、まずはここへ行ってみて遠州の小京都、そういうことで小京都なんだ、ここへ行けばこういうものが見られるというものを確認してから、そこから案内どおりにここへ行こうと、観光客の方が行かれるような観光客目線で楽しめるシナリオを作ったらどうかと思いました。また9月の一般会計補正予算の10号で森町観光協会のレンタサイクル事業補助金として、E-BIKE、ヤマハPAS等の3,150千円が計上されているということで、町の方もこういうレンタサイクルを活用した観光というのを推しておられると思いますので、まずはアクティ森に行ってレンタサイクルをして、ここへ行ってくださいと、そこから皆さんがどういうルートで観光するかということを決めるような案内をしてはどうかと思いましたので、もう一度さざんか荘の整備というものができないかどうかということを再質問させていただきます。

議長  
総務課長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの川岸議員のご質問にお答えをいたします。このさざんか荘跡地につきましては、現在、普通財産ということで管理をしております、ここの管理につきましては私の方から答弁をさせていただきたいと思います。現在、答弁でも話がありましたけども、さざんか荘跡地につきましては平成28年3月29日付けで土砂災害の警戒区域に指定されているところでございます。内容につきましては、急傾斜地の崖崩れに該当し、

土砂等の崩壊によって被害を受ける恐れのある区域ということで指定されております。この樹木の伐採につきましても、ここのちょうど法面が土砂災害の特別警戒区域というところにありますので、崖崩れに注意をする必要があるかと思えます。また現在、道路側の法面に2メートル強の擁壁がありますけども、この辺りがなかなか、経年劣化というところもありますので注意が必要かと思っております。現在、こちらの方で樹木を伐採するとなるとやはり金銭的な面も高額になろうかと思えますので、手の届く範囲で、敷地が今現在駐車場として利用されておりますので、そういったところと合わせて管理ができたかと思っております。以上です。

議長  
産業課長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。  
( 長野 了 君 ) 産業課長です。さざんか荘跡地の管理につきましては、今、総務課長から答弁があったとおりでございます。やはり崖地になっているので、何を優先するかというところやはり安全性を優先するべきというところであるので、軽々に木を伐採して眺望をすぐ良くするというふうにはなかなか難しい。どこまで眺望を良くするかというのはありますけども、そういったことであると思えます。それと川岸議員のご主旨としては、遠州の小京都を例えば一望して、またはここに行ったら遠州の小京都というのが分かるとか、ある箇所に行って、まずそこに最初にアプローチしていただいて、その施設なりなんなりに行って、どこに行けばいいかという拠点みたいなものも必要ではないかというご主旨もあると思えます。それについては、眺望ができるところがいいのか、それともそうではない、案内施設みたいなまとまった施設がいいのかというのは、またそれはそのご主旨のことを満たすためには一つ考えなければいけないこととは思っております。またそういったところにご案内して来ていただくためにはやはりしっかりと整備した上でないといけないと思っておりますので、それができる場所かどうかというのはやはりしっかりと検討すべきと思っております。また、レンタルサイクルについて言及がありましたので申し上げますけれども、アク



ティ森にもレンタサイクルを置きます。その際にはご発言があったように、こういったコースがありますとか、そういったチラシ等は用意して対応していきたいと考えております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

1 番議員

( 川岸和花子 君 ) さざんか荘跡地については、やはり危険度が高いという面もあるという点で、そういう面もあるかと思いますが、できることならもう少し見えるようにしていただけるとまた意味がぐっと変わってくるとまだ思います。先ほど長野課長がおっしゃっていただいたように、観光としてのシナリオ作りと言うか、観光客が何を求めているか、そこからどういう順番で森町の良さを知っていただくかということをやっぱりきちんとやっていくことが大切かと、その中にもやっぱり森の古い町並みも加えていただきたいですし、その小京都と呼ばれるところをもっと強調していただきたいと思いますというのも思います。最初の森林環境教育についてもそうですし、遠州の小京都ということもそうですけど、やっぱり町がこの方向に行くのだという強い意志を持っていただかないと、方向が進んでいかないのではないかという感想を持って、質問を終わらせていただきます。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) 川岸議員からさまざまなお提案とともにご質問をいただきました。森林環境譲与税、森林に関する問題、また遠州の小京都のまちづくりに関する問題ということで、いずれも子どもたちの教育につながる面もあるというご意見でございます。そのとおりだと思います。先ほど教育長からも申し上げましたように、私たちの森町という総合学習の時間の中で、子どもたちに森町の歴史文化、環境、産業等々を教育する時間を持っておりますけれども、限られた時間の中で、幸い森町には多くの伝えるべきものがございますので、限られた時間の中でなるべくいろいろな方面の事柄を子どもたちに学ばせていきたいと考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。また遠州の小京都の町づく

りにつきましては、基本構想、基本計画共に策定をいたしまして、それに基づいてまちづくりを進めているところでございますが、なかなかこればかりに財政的に集中するわけにもまいりませんので、限られた財源の中で、またさまざまな制約の中で進めておるところですが、眺望の良いところ、遠州の小京都をどう説明するかということについては、議員から言及のありました森川橋につきましても、県が架け替えをしてくださる時に、橋を渡る中央ほどにちょっと休めるスペースを設けて、上流下流それぞれ見渡すことができる、また、橋のたもとには、元々町民生活センターの所にありました森町之賦の石碑を移籍をして案内看板を設置したというところで、まずは遠州の小京都を理解していただく場所として、まず森川橋のたもと、そして森川橋そのものを設定をしたところであります。どこの場所が良いのか、良いところはたくさんありますけれども、すべての場所を一度に整備をしていくということは困難でありますし、ただそれだけではない、眺望だけではない遠州の小京都の良さというものもありますので、これから引き続き遠州の小京都のまちづくりについては、やれることから、また優先順位をつけながら取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご支援またご指導いただきたいと思ひます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) しばらく休憩します。

( 午前 11 時 22 分 ~ 午前 11 時 30 分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

次に、3番、岡戸章夫君。

3番議員 ( 岡戸章夫君 ) 3番、岡戸章夫です。私は通告のとおり二問を一括質問、以後一問一答方式にて質問いたします。本日は大きなテーマとして私たちの安全・安心という視点から考え、お聞きしていきたいと思ひます。

まずは、森町管内の駐在所の閉鎖についてです。袋井警察署より、令和3年3月をもって三倉駐在所・園田駐在所・飯田駐在所を閉鎖するとの通達を受けています。これについては町長からも、特に三

倉駐在所の存続に関して強く要求を出していただいたとのことで感謝しておりますが、結果として閉鎖と聞いています。当該地区には袋井警察署より説明があったものの、住民にとっては少なからず不安があるものです。また、町民憲章には、私たちは安全で住みよいまちづくりに努めますと掲げてあり、この実現のために常に対応していかなければならないと考えます。そこで、以下について町長に伺います。

一、町として閉鎖後の影響をどう捉えているか。

二、閉鎖された地区の防犯対応等をどのようにカバーしていくのか袋井警察署より聞いているか。

三、閉鎖後の対応について三倉地区は地域要望書を提出しましたが、町としてどのようにとりまとめをし、袋井警察署に提出されたか。

次に、映画「めぐみ」の上映等についてです。

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室が作成した、北朝鮮による日本人拉致被害者を題材にした映画「めぐみ」というものがあります。また、拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い―奪還―」も開催されております。

いずれも地方公共団体との共催により、すでに多くの自治体で開催されていますが、私たちの日常の平和は必ずしも当たり前ではないこと、日本人拉致という問題から目を背けないという意味で非常に大切な取り組みと考えます。コロナ感染拡大の中で映画や公演が難しい状態ではあることは十分承知しておりますが、森町でも今後ぜひ実施していくべきと考えます。これについて、教育委員会としての考えを教育長に伺います。

議 長 ( 亀 澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。

始めに、「森町管内の駐在所閉鎖に対する対応について」申し上げます。

この点につきましては、私も10月30日及び11月16日に県警本部地

域課管理官と袋井警察署長より、袋井警察署森分庁舎管内の警戒態勢の強化を目的として、今年度をもって三倉地区、園田地区、飯田地区にあります3駐在所を閉鎖し、森分庁舎に統合するという説明を受けたところです。

私からは、いずれの駐在所も地域住民の安心安全の拠り所であり、駐在員とそこのご家族は地域住民と良好な関係を築いており、特に三倉地区につきましては、現在、小学校の統合を進めており、来年4月から通学方法が大きく変わることから、児童生徒や保護者の不安が大きい現状をお伝えいたしました。

併せて、同地区は地理的な状況や高齢化率の高い地区ということで、駐在所の必要性を強く訴えて、存続を要望したところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、この統合につきましてはすでに県警本部における決定事項であり、存続については難しいという説明も併せて伺ったところでございます。

1点目の「町として閉鎖後の影響をどう捉えているか」のご質問でございますが、町としては防犯や交通安全の観点から、駐在所は地域の要として考えており、地域住民が安全で安心な日常生活を送るためには必要不可欠な施設であると考えております。従いまして、閉鎖後の影響については本来あってはならないものでありますが、犯罪抑止力や巡回頻度、事件や事故発生時の迅速な対応等に多少の影響が出るおそれがあると考えております。

2点目の「閉鎖された地区の防犯対応等をどのようにカバーしていくか袋井警察署より聞いているか」についてですが、園田地区、飯田地区については、森分庁舎が担当し、三倉地区については、天方駐在所が担当すると聞いております。3駐在所の廃止により、その人員を森分庁舎に集約配置することによって、現在、森分庁舎の当直勤務は1人体制ですが、当直2人体制の3交替制を取ることができ、24時間対応が強化されるということです。さらに応援が必要な場合には、山梨交番や袋井警察署から職員を派遣し、対応するとの

ことです。また、三倉地区については、森分庁舎の体制の強化により、天方駐在所において天方地区、三倉地区に重点を置いた業務が可能になると伺っております。

3点目の「閉鎖後の対応について地域要望書を提出したが町としてどのようにとりまとめをしたか」についてであります。三倉自治振興連絡協議会より受理した地域要望書につきましては、小学校の統合を担当している教育委員会とも協議をする中で内容を吟味して、町としての要望書を作成し、今月15日に袋井警察署長に、また16日に静岡県警察本部地域部長に、直接お会いして要望書を提出しております。

内容につきましては、3地区の駐在所閉鎖後の地域との信頼関係の構築や犯罪抑止力維持等の対策、有事の際の体制充実等について要望させていただきました。

いずれにしましても、計画どおり駐在所の閉鎖がなされたとしても、従前どおり、子どもから高齢者までの地域住民が安全で安心な日常生活を送ることが第一でありますので、引き続き、議員の皆さま方をはじめ、地域住民や関係機関とも連携を図りながら、今後も必要な対応をしてまいりたいと考えております。

議長  
教育長

( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 次に、「映画『めぐみ』の上映等について」のご質問に、私、教育長から申し上げます。

まず、北朝鮮による日本人拉致問題については、本来、保証されるべき自由で平和な生活を奪い、拉致被害者の方々とその家族の基本的な人権を踏みにじる重大な人権侵害であると認識しております。

日本政府は、平成18年9月29日、総理大臣を本部長とする政府拉致問題対策本部を内閣に設置して以来、長年に渡り拉致問題に関する対応の協議や、戦略的取組み並びに安否不明の拉致被害者に関する真相究明、生存者の即時帰国に向けた施策等、政府一体となり拉致問題解決に向けた活動を根気強く推進しております。

ご質問の、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」や、舞台劇

「めぐみへの誓い―奪還―」についても、政府拉致問題対策本部が制作や企画をしたもので、政府が地方公共団体と共催で上映や公演をすることで、国民全体が拉致問題を深く認識し人権問題として考えることを目的とした政府事業の一環でございます。

政府拉致問題対策本部のホームページを開きますと、映画及び舞台劇の上映や公演の実績が掲載されておりますが、県内では、映画が令和2年10月29日に、静岡市葵区サルナートホールにおいて、政府拉致問題対策本部と静岡県、静岡県議会北朝鮮拉致問題早期解決促進議員連盟の共催により、1回上映が行われており、舞台劇については、県内での公演実績はまだ無いという状況でございます。

議員から、森町でも実施していくべきとのご提案でございますが、教育の範疇で取り組むとすると、人権教育の中の一つとして取り上げるのが筋だと考えます。

また、町には岡戸議員にも委員を務めていただいております、森町人権啓発推進協議会がございまして。構成員は、民生児童委員協議会正副会長、人権擁護委員、社会教育委員会正副委員長、小中学校の代表、人権担当教諭、行政職員です。まずはその協議会の中で、人権問題の一つとして拉致問題を取り上げ、政府拉致問題対策本部が制作したアニメ「めぐみ」を視聴することを考えていきたいと思っております。

さらに、静岡県教育委員会が教職員用に発行しております「静岡県人権教育の手引き」にも、アニメ「めぐみ」を教材とした人権教育の学習例が紹介されておりますので、町内各小中学校ではすでに承知をしておりますけれど、再度、校長会等を通じて、「静岡県人権教育の手引き」についてお知らせをし、啓発してまいりたいと思います。

以上、申し上げますと答弁いたします。

議長  
3番議員

( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。  
( 岡戸章夫君 ) 二つの質問に回答いただきました。まず最初に駐在所の閉鎖についてです。これについては今お話を伺いまし

たように、おそらく我々も、それから町長を始め行政サイドとしても問題意識は共通できているものと考えております。その中でもなかなか我々の思うようにはいかなかったというのは残念ではありますが、それをどう捉えて、どうしていったらいいかというのが我々の仕事かと思えます。二つ目の質問のところで、閉鎖された地区の防犯対応、どのようにカバーしていくかということで、もう少し細かく、例えば橘の地区はどこが担当するのか、そういったことがあるのか、園田のここの地区はどの部分がカバーするのかというそういった話が袋井警察署から出されているのか、もし出されていないようであれば、もう少し詳細な説明を袋井警察署へお願いしたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長  
総務課長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えをいたします。詳細はということでございますけれども、今こちらで聞いておりますのが、飯田地区、園田地区につきましては森分庁舎に統合する、一宮の駐在所はそのままである、三倉地区が、廃止に伴いまして天方駐在所が管轄をするということでございます。飯田地区、園田地区の駐在所を廃止することによって、森分庁舎の森交番、森分庁舎の中に森交番という交番機能もございますので、その交番機能が充実するというところで伺っております。現在その交番機能としては1名体制になっておるのですが、そこが三倉、園田、飯田の駐在所を廃止することによりまして、その森交番が2名体制で24時間勤務、三交代制で対応するというのを聞いております。以上です。

議 長  
3番議員

( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫 君 ) 我々議員も17日に袋井警察署の方から出向いていただいて、説明を受けたり、質疑等も一応済ませておりますけれども、今回はそれに対して町としてどういうスタンスでこれに望んでいるかということをお聞きしたいと思っております。三番目のところで質問しました地域要望書を、三倉地区としては連絡協

議会のもとで大きく三点ほど要望内容を町の方へ提出させていただいております。その中でもう少し町としてそれに対してどのような捉え方をしているかお聞きしたいのですけれども、一つ目は閉鎖理由の中に、三倉駐在所の老朽化も含まれていたもので、これは来年度もしくは来年度以降予算がつき次第、県の方で処分するという事なのですけれども、ただ全くあそこを処分されると、抑止力的にはやっぱり低下すると思うので、こちらがお願いしたのはその前面の部分、住居の部分は取り壊しをしたとしても、前面の部分を何らかの形で、ダミー的にでもよろしいのですけれども残して、一応そこに立寄所みたいな形でまだあるよということであれば、一つの抑止力になるのではないかという形で要望を出させていただいたのですけれども、これについて町としてはどうお考えでしょうか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長 ( 村松成弘 君 ) 総務課長です。岡戸議員のご質問にお答えをいたします。先ほど岡戸議員からもお話がありましたけれども、駐在所の取り壊しについて、要望が三倉地区から出されたということで、袋井警察署の方に要望をさせていただきました。袋井警察署からは、土地、建物については県の所有であるというところで、袋井警察署では判断できないけれども、管理体制もあるので建物は残さずに取り壊すことは聞いているという回答でございました。その代わりと言ってはなんですけれども、森分庁舎の機能強化によりまして、天方駐在所が森分庁舎に行く回数が少なくなるというところで、三倉、天方地区を重点的に巡回できるようになるという回答をいただいております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいまの要望書の一点目、駐在所のまま残してほしいという要望につきましては、県警本部に伺った際に改めて要望させていただきました。県警本部の回答といたしますと、取り壊しです。その時期については予算がつき次第ということですので、来年度なのか再来年度なのか、あるいは来年度のどの時



期なのかということについては明確な答えをいただいておりますが、建物をそのまま残すということについては対応できないという回答をいただいております。

議 長  
3 番議員

( 亀澤 進 君 ) 3 番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫君 ) 県警、県としてはそういう形かもしれませんが、可能ならばそれを町が、何らかの形で予算を付けてそういったことができないかというのが、一つ要望の中にもありましたので、すぐには言いませんけれども、そういったことが可能であれば今後検討していただきたいとは思っています。

それと二番目の要望として、抑止力の低下ということで、従来からも山間部の方には産業廃棄物の不法投棄なども見られて、その辺が非常に懸念されるわけです。県道のみならず林道に渡っても巡回をお願いしたいということで出させていただいております。これについても、一応警察署からも巡回の頻度を確保するという話をいただいておりますけれども、引き続きこちらの方も強化をお願いしたいと思っております。これについてはオーケーです。

それから三番目の要望として、今、国もデジタルトランスフォーメーションを非常に推進している中で、ICTを活用した何かそういった防犯に対してのカバーできないのかという内容で要望させていただいております。これは地域の起点となる箇所に防犯カメラ等を設置することで、万が一事件発生時の迅速な対応の強化や、日頃の犯罪抑止力の維持向上につなげることになるので、防犯カメラの設置をお願いしたいということも要望を出させていただきましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) この点につきましても同様に、県警本部に伺った際に要望をさせていただきました。しかし県警からは、付きますという答えはいただいております。防犯監視カメラの設置については以前にも議会あるいは町長と語る会、森町を語る会でも提案がされておりますけれども、防犯監視カメラをつけるということ

は、合わせて町民や通行する方のプライバシーも監視をすることになりますので、その兼ね合いについては非常に難しいことだと思います。また、おそらく県警が設置しているものもあろうかと思えますけれども、そういった情報は、私どもの方にはいただいております。ただし県警が直接という事業ではなくて、県の方で通学路に対する防犯カメラの設置ということについては助成制度もございしますので、通学路に限定してということでありませけれども、その中で必要な箇所があれば要望してまいりたいと考えております。

議長  
3番議員

( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫君 ) 何事もやるには予算が掛かるということで、そこら辺は承知はするのですけれども、やはり第一は我々町民の安全安心なので、そういったところ予算、これは町と言わず県についてですけれども、削られないようにとお願いする次第です。そこで今、町長から子どもたちの見守りを兼ねてというようなお話もありましたけれども、やはり防犯一本でやるとなかなかそういったいろんな制約といいますか、なかなか難しいところがあるのですけれども、通学路、通学の見守り、それともう一つ思ったのは、防災をちょっと絡めますといいかと思って、というのは県のサイポスレーダーの方にもライブカメラがございまして、主に河川の水位の状況とかを監視するライブカメラがございませけれども、川だけを映すのではなくて、ちょうど川と道路を兼ねて見られるような形で、多少広角にはなるかと思うのですけれども、そういった形で防災も兼ねる、それから防犯にも兼ねられる、そういった立地的にちょうど良いようなところで、三倉で言えば橋のたもとあたりにフォーカスしてやればただ単に防犯だけではなくて、防災も兼ねる、防犯も兼ねる、子どもの見守りも兼ねるというもう少し広い形で予算も付け、万が一の時にはいろんな形に使えるというような手もあろうかと考えますので、そういったところの提案もぜひお願いしたいのですけれどもいかがでしょうか。

議長

( 亀澤 進 君 ) 小島防災監。

防 災 監

( 小島行雄 君 ) 防災監です。岡戸議員のご質問にお答えします。サイポスレーダー、県の施設なのですけど、河川のライブカメラが付いているということで、それを防災の関係で活用できないか、また通学路と絡めてどうかということでもあります。ライブカメラにつきましては、定点カメラでありまして、動かすことができないということでもあります。また河川の状況を逐一見るということで、なかなか河川の周辺を、全体を動かすということではなくて、やはり水位の状況を逐一把握するために定点カメラで見ているということでもありますので、なかなかそこら辺まで広げるというのは難しいのではないかと考えております。通学路の問題につきましては、今でも街頭活動、通学路に立ったりパトカーで巡回をしているということでもありますので、また駐在所が減ってしまうことで通学路の安全が脅かされるのではないかと考えておりますけど、袋井警察署の地域課に問い合わせたところ、やはり街頭活動の質を落とさないように、やり方を工夫していきたいというお返事がありました。また、町の方から要望があれば可能な限り対応したいとおっしゃっていますので、またご意見等々をまとめまして、袋井警察署に要望していきたいと考えております。以上です。

議 長  
3 番議員

( 亀澤 進 君 ) 3 番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫 君 ) あともう一つ、どうしても住民からすると駐在所がなくなると非常にやっぱり精神的にも不安を抱えると思います。実際の警察サイドの本当の目的は、森町全体における24時間体制の強化ということを掲げておりますので、今まで、例えば夜間、手薄になったところがより強化されるとか、そういったメリットが十分あるわけで、これから広報活動していくときにあまりネガティブなイメージだけではなくて、こうすることによってさらに警戒態勢が強化されるということも、ぜひ前面に打ち出していきたいと思っております。町民、住民にとってもそうすればやはり安心な部分がございますし、また広報の仕方次第で、どうしてもマスコミというのはネガティブなところを取り上げて報道しがちなので、そうする

とまたそういったところに付け込んで犯罪等を狙うということも十分あると思うので、返ってこういうことをやることで警戒体制が強化されたということはやはり強く前面に打ち出して広報活動をお願いしたいと思いますけど、それについても一言お願いします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) 先ほど答弁の中で、私も2回県警本部ならびに袋井警察署長から説明を受けたと話をさせていただきました。その際にもなぜ三駐在所を森分庁舎に統合するのか、その目的をしっかりと伝えてくれということはお話ししてありますし、先日も県警本部に伺った際には、これまでそれぞれの駐在、駐在員の方、またそのご家族が非常に地域に溶け込んでくださったので、これが統廃合によって馴染みが薄くなってしまわないようにということもお願いをしてまいりました。ですので、三倉自治振興連絡協議会、三倉の地区連としましても、これまでいろいろな会議に駐在の方も出席をお願いしていたと思いますけれども、変わらずに天方駐在所になります、積極的にお声がけをいただいて、お互いに顔の見える関係、信頼関係を作っていただければと思いますので、町としましても必要なことは要望してまいりますし、地元といたしましてもぜひ積極的な声かけ、呼びかけをお願いしたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午後 0時03分 ~ 午後 1時00分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

3番、岡戸章夫君。

3番議員 ( 岡戸章夫 君 ) 午前中に引き続き、もう少し駐在所の件でお伺いします。先ほど町長より、地区連でも広報活動に努めていただきたいというお話がありました。ちょうどこの議会が終わって今週の26日に三倉地区では連絡協議会を開きます。その議題の中でもこの件については今一度、町内会長さんを始め地区の主立った方に経緯とか、今日ここでいろいろ質問して回答いただいたようなことを話させていただきたいと今、予定しております。もう一つ質問で

すけれども、三倉地区と言いますか、パトロールを強化するという  
ことで非常にありがたいことですけれども、かといって園田地区と  
か飯田地区のパトロールの方も手薄になってはいけないわけで、森  
町全体を見て効率的にくまなくパトロールしていただくことが一番  
大事かと思えます。そこで質問ですけれども、森町はこのような形  
でパトロールをしますよとか、パトロール結果とか、そういった  
ものを警察と例えば月に1回情報交換する場とか、そういったもの  
が今あるのかどうか、もしそういった機会が今ないのであれば、今  
後そういった警察サイドと連携を密にとっていただいて、指摘する  
ところがあれば指摘していただきたいと思いますと思うのですけれど  
も、そこら辺の現状はいかがでしょうか。

議 長  
総務課長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの岡戸議員のご質  
問にお答えをいたします。今現在、警察との情報交換の場はござい  
ませんが、県警察から災害の発生状況というところで、メール  
にて、文書で西部地区、中部地区、東部地区と地区に分かれてな  
のですが、西部地区の中で森町の犯罪件数が何件というような、  
週報といった情報の提供はございます。以上です。

議 長  
3 番議員

( 亀澤 進 君 ) 3 番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫 君 ) 来年3月から体制が変わるということで、  
しばらくそれが安定して機能するまで、引き続き町としても、どの  
ような形でパトロールが行われているとか、回数とか、そういった  
ものをチェックしていただければありがたいと思います。変わった  
からお任せということではなくて、先ほど来言っているようにやは  
り町としても、森町の安全で住みよい町をつくるということを掲げ  
ている以上、そういったことも引き続き努めていただきたいと思います。

次に映画「めぐみ」の上映等についてでございます。皆さんもう  
承知ではあるかと思えますけれども、もう一度おさらいしますと  
1970年から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不

明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言等により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。1991年以来、政府は機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しましたが、北朝鮮は頑なに否定し続けてきました。しかし、2002年9月の第1回日朝首脳会議においてようやく初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束しました。同年10月には当時の小泉総理らにより5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国したことはご承知のとおりかと思えます。政府は現在、帰国者の5人を含む17人を拉致被害者と認定しておりますが、この方たち以外にも拉致の可能性を排除できない方々が、この10月現在でも875人いると言われております。しかしながらそれ以降帰国者はおらず、拉致被害者やご家族にとってまさに耐え難い日々を送っておられることと思えます。政府の世論調査では、若干国民の関心も低下しつつあるようで、また若年層の理解が低いことも問題視されています。奪還については政府が国際社会と共に協調しつつ実施していかなければいけません。我々国民にできることは、改めて知ることだと思います。拉致被害者の失踪場所は日本海側に面した県に多いことは分かっておりますが、この森町であってもその可能性が全くなかったわけではなくて、遠州灘から船で連れ去られていたらと思うと決して他人ごとではないはずです。そこで今回政府が進めている理解促進活動の柱でもある映画「めぐみ」の、森町の上映の意向について伺ったわけであります。この映画については、ちょっと今スライドを出しましたけれども、左の映画のタイトル画面ですけれども、こんな形でフルバージョン版と短縮版なども用意されており、YouTube等にも短縮版などはアップされているので、ぜひまだご覧になっていない方は見ていただいて理解を深めていただきたいと思います。それから右は「めぐみへの誓い」という舞台劇になりますけれども公演のチラシです。これは米子市で開かれた時のチラシを引用させていただきます。このように映画とか講演とか、こういった舞台劇の公演とかで、政府としては全国の小学校、中学校、

高等学校、公立図書館に配布できるものは無償配布したりして上映を促進しております。また学校からの要望に応じて事務局職員を派遣して拉致問題の概要を説明するなどさまざまな取り組みをされているわけでございます。先ほど教育長からも答弁がございましたけれども、静岡県ではあまりまだこれが進んでいないというような感じを受けました。教育町がもし答えられれば、静岡県であまりこれが進んでいない要因、背景と言いますか、感じるところがありましたらちょっと教えていただきたいです。

議長  
教育長

( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 教育長です。今、お話がありましたように、この問題等について、基本的には私も見ておりませんので軽々のこととは言えません。実際の資料を読むと13歳の時に拉致されたときの様子、それと拉致の経緯とか被害者の救済活動の様子等が書かれて、いろんな思いでできているということは資料等で読み取りました。なぜ啓発が進んでいないかという部分については、これも実際私が言える範囲ではございません。一番私が、今こういう場で立ちましたのでお話をさせていただきますけれども、北朝鮮の拉致問題は国際社会にとって大きな問題、人権侵害であるというような問題については本当に日本の最重要課題であるということについて、私個人としても教育サイドとしても重々理解をしておりますけれども、岡戸議員の方も多分頭にあると思いますけれども、この問題等について教育サイドとして答えるならばどうだということからすると、やはり先ほど答弁の中で申しましたように基本的人権の在り方等で人権の手引きとかがございますので、そういう部分については教育委員会サイドで、特に中学校関係の教材、道徳の中で本当にその理解を深めるというような活動として取り扱うのが妥当だと思っております。ご承知のとおり人権問題等については、静岡県については冊子を見ていただければ分かるのですが、17の項目をあげています。一番始めに女性から始まって、一番最後が東日本大震災に起因する偏見や差別、そういう中においてこの北朝鮮の拉致問題については、

静岡県が子どもたちに教えるのだったら、深く関わらせるのだったらということで12番目に触れております。そういうこと考えてくると先ほど言いましたようになぜ浸透しないかという部分について、若年層云々と言いましたけども、事実は子どもたちは分かっていると思いますけども、それを子どもの範疇の中でどう捉えるかという扱い方等については非常に難しさが残ると思っております。資料だけを読み取れば深めていくというようなところで推移しているのではないかと思います。冒頭に言いましたようになぜ若年層で関心が低いとか広がっていないかということについては、この資料を読み取る中においてもほとんど全県下的に、国と地方公共団体とが主催というようなところで少しずつ始まってきたというところが、私の調べた中では正直な感想でございます。以上です。

議長  
3番議員

( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。  
( 岡戸章夫君 ) なかなか子どもに、若年層にも言っている手前ですけれども、実際のところは成人、大人もどれほど理解してそれに関心があるかというところも大変大人の責任も大きいかなと思います。ただこうして質問しているのは、一つには平成18年6月23日に法律第96号において拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律というのが成立されております。この第3条に、国の責務と同時に地方公共団体の責務ということで書かれております。ですから、地方公共団体にその責務があるということも法律にも書かれており、これの国民世論の啓発を図るよう努めるものと書かれております。そういった意味で努力義務というよりはより重い内容と私は理解しております。私も以前からこの問題についてはもちろん関心はありましたけれども、特に今年の6月5日、横田めぐみさんのお父さん、滋さんが亡くなられた時、めぐみさんの弟にあたる哲也さんが非常に強い言葉で話をされておりました。これからは子世代の我々が頑張らないといけない。しかし我々家族が主体なのではなく、主体は政府だと、日本国がどうするのだという気概がないと、僕らがどれだけ叫んでも動かない。誰の身に



も起こり得た北朝鮮による拉致は横田家の問題ではなく日本の問題であるということを再三に渡り訴えられており、非常に私も心も打たれたというか非常にある反面恥ずかしい思いをしたところがありまして、こういう一般質問という場を借りて森町もぜひ一体となって考えていくべき内容と思っております。教育長の午前中の答弁のところで、人権擁護委員会の場で取り上げたらどうかと言うか考えていきたいというようなことがありました。私も社会教育委員として、この森町の人権擁護委員を務めさせていただいておりますけれども、従来型の啓発活動ですとどうしても人を、例えば上映会をやりますので見に来てくださいという形で一般公募しますと、やはりなかなか本当に関心がある方ぐらいしか結局のところ見に来られない。本当に見ていただきたいのは、関心のない方に見に来ていただいて理解していただくというのが一番大事なことと思うので、そういった意味で一般的な従来よく行われているような講演会とかそういった形式ではなくて、なるべくならやはり教育サイドで隈無く取り入れていった方がいいのかといった考えを持っております。今の教育長の話の中では非常に難しいところがあるという答弁をいただきましたけれども、一過性でなく絶えず継続的に取り組んでいていただきたい内容と思います。仮にこの人権擁護委員会で取り上げていただきたいというのは、やはりこの会議で提案して、その場で皆さんの議論をして、同意が得られたらやっていこうという、実際のところそういう形になるのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

教 育 長 ( 比奈地敏彦 君 ) 今、岡戸議員のおっしゃるとおりでございます。当初から予定されている人権協議会の議題等には今ございませんので、今のここの雰囲気も踏まえて一回、人権協議会の話題として取り上げさせていただきながら、みんなで協議して同意を得ていけたらと思っております。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 次に、12番、山本俊康君。

( 山本俊康君 ) 12番、山本でございます。先に通告をいたしました、新東名高速道路森掛川インター周辺の大規模工業団地の開発について町長にお伺いをいたします。新東名高速道路は2012年7月、御殿場ジャンクションから浜松いなさジャンクションまで開通し、森掛川インターが供用開始となり現在で8年が経過をいたしております。その2年後には、パーキングに遠州森町スマートインターも供用開始となりました。さらに2016年には、愛知県管内も供用開始となり、愛知県から関東方面への輸送において、これまでの東名の渋滞が新東名では大きく改善をされ、時間の信頼性が向上し、渋滞を見越したドライバーの早出出勤が削減され、労働環境が非常に改善をされたとお聞きをしております。東名、新東名の渋滞が約9割改善をされたとお聞きをしておりますし、豊田ジャンクションから御殿場ジャンクションまでの距離が、東名に比べると11キロ短縮されております。トラック等の輸送車両は、以前に比べると新東名に8割ほど多くのトラックが行き来をするように利用されているということもお聞きしております。このような条件により、新東名やその沿線に新たに立地した工場が、開通後5年間で223件の進出があったとお聞きしております。森町においても、新東名ができたことによってさらに森町の発展が大いに期待できると誰もが考えておったわけですが、現在まで森町と掛川市、そして袋井市において森掛川インターの波及効果として認められるような大きな成果が見られないというのが現状ではないでしょうか。森町において少子高齢化による人口減少が大きな問題で、町が持続可能な活力を持つためにも、大きな可能性を秘めている森掛川インター周辺を活用した工業団地の開発を今すべきだと考えます。新東名開通により北戸綿工業団地の各工場は、交通の利便性が飛躍的に高まったとの評価をしております。新東名と工業団地に挟まれた私どもの区域内には、約20ヘクタールの里山と農地等があり、開発候補地になるのではないかと考えます。町にとって森掛川インターを活用した企業誘致は必要であり、以下のことについて、開発に関する町長のお考え

をお伺いいたします。

一つ目に、雇用の確保及び税収の安定確保、人口増加対策として森掛川インター周辺を活用した工業団地の開発についてお伺いをさせていただきます。

二つ目に、大規模開発となる、この地を事業化する場合、国の国土利用計画、町の総合計画、都市マスタープラン等の各種行政計画において、そうした事業に対応できるような位置付けが必要であると考えます。その現状についてお伺いをいたします。

三つ目、現在、来年度予算編成中であると思いますが、開発に関する予算を計上して、推進する姿勢を明確にすべきだと考えます。中でも開発を前提とした遺跡の事前調査費用など、予算化しておく必要はないでしょうか。

四つ目、開発の事業手法は町が事業主体になる方法、県企業局に依頼する方法、民間開発、事業者を公募する方法などがありますが、最近、全国の自治体で主流となっている民間開発に軸足を置いて進めるのが良いと私は思っておりますが、このことについてお伺いをさせていただきます。

五つ目、事業推進のために役場内に推進体制を構築する必要があると考えますが、このことについてもお伺いさせていただいて、以上申し上げて1問目の質問とさせていただきます。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 山本議員の「新東名高速道路森掛川インターを活用した大規模工業団地開発について」のご質問にお答えします。

1点目の「雇用の確保及び税収の安定確保、人口増加対策として、森掛川インターを活用した工業団地開発の着手について」、お答えいたします。

企業誘致への取り組みに関しましては、雇用の確保や税収の確保、人口増加対策として、森町にとって重要な施策であり、第9次森町総合計画におきましては、基本の柱の「4産業振興～活気あふれる

産業のまち～、(2) 新たな活力が生まれるまちをつくる」の中で、施策の方向として、「企業の誘致・雇用の確保」に位置づけ、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、「基本目標3. 『しごと』をつくる～人を活かす～、施策の展開方向(4) 起業創業、新産業の進出等の支援」の中で、「企業誘致・新産業の創出」を具体的な施策として位置づけて、事業を推進しているところでもあります。

さらに、私のマニフェストの中でも、「活気に満ちた活力あるまちづくり」の中に「積極的な企業誘致と雇用の確保」を位置づけており、企業誘致を推進しているところでございます。

現在、町の企業誘致の取り組みとしましては、民間主導による企業の進出を遊休地や遊休工場の紹介や各種補助事業の紹介等の支援により、森町内への企業の立地を促進するという形で進めております。

議員ご発言の「森掛川インター周辺への工業団地の開発着手について」でございますが、森掛川インターチェンジ周辺の企業誘致に関しましては、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の中で、「森掛川インターチェンジ周辺次世代産業集積区域」として推進区域の指定を受け、企業立地の推進を図っておりますが、現状では、町が事業主体となって森掛川インターチェンジ周辺に大規模な工業団地を開発する計画はございません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大後は、減少傾向ではありますが、物流業を中心に、森掛川インターチェンジ周辺に限らず中川下工業専用地域等への企業進出の問い合わせが多くなってきている現状もございます。

企業の動向につきましては、社会情勢に大きな影響を受けることが予測され、以前の北戸綿工業団地のように工業用地を準備して企業を誘致することは、大きなリスクを伴うことが予測されます。リスクを考慮しながら積極的な企業誘致の施策として、町が主導して工業団地を開発するのか、民間が主導して工業団地を開発すること

を支援するのか、さまざまな角度から工業団地の開発を踏まえ、企業誘致について検討してまいりたいと考えております。

2点目の「大規模開発となる、この地を事業化する場合、国の国土利用計画、町の総合計画、都市計画マスタープラン等の各種行政計画において、そうした事業に対応できるような位置づけがなされているか伺う」について、お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、企業誘致に関しましては、「第9次森町総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、産業振興の施策として位置づけているとともに、第3次森町国土利用計画においては、森掛川インターチェンジ周辺一帯については、「産業拠点形成ゾーン」と位置づけ、無秩序な開発を抑制しつつ、地域農業や周辺の自然的環境と調和した計画的な基盤整備を推進し、現在の工業団地に連なる新たな産業拠点の形成を誘導することとしております。

また、都市計画マスタープランにおいては、森掛川インターチェンジ周辺を「インターチェンジ活用型地域振興拠点」と位置づけており、交通利便性を活かし、北戸綿工業団地とあわせ、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組と連携し企業誘致を推進することとしております。

一方、農業振興地域整備計画につきましても、企業誘致に関して位置づけがなされておきませんので、今後の企業の進出に伴う開発の状況により、農地調整を実施していくこととなります。

3点目の「現在、来年度予算編成中であるが、開発に関連する予算を計上して推進する姿勢を明確にすべきと考える。中でも開発を前提とした遺跡の事前調査費用など、予算化しておく必要はないか伺う」について、お答えします。

令和3年度当初予算につきましても、現在、編成作業中であるため詳しくは申し上げることができませんが、新東名森掛川インターチェンジ周辺や中川下工業専用地域に関しましては、町として企業誘致を推進する地域として考えておりますので、開発候補地として

の遺跡の事前調査等、企業誘致の推進に必要な事業につきましては、計画的な予算化を検討してまいりたいと考えております。

4点目の「開発の事業手法は、町が事業主体になる方法、県企業局に依頼する方法、民間開発事業者を募集する方法などがあるが、全国の自治体で主流となっている民間開発に軸足をおいて進める方法が良いと思うが、お伺いする」にお答えします。

議員ご案内のように、大規模な工業団地を開発する場合に、町が事業主体となって進める方法、県企業局が主体となって進める方法、民間事業者を公募するプロポーザル方式等が考えられます。

現状では、町の企業誘致に関しての取り組みは民間主導による企業進出を支援する方針であり、町として大規模工業団地を造成する計画はありませんが、最近では、物流業を中心に「工業団地に空きがないか」という問い合わせや「進出企業は具体的には決まっていないが、先行して工業用地を開発したい」という問い合わせも多くなってきていることから、町として工業団地を整備することも検討材料の一つと感じているところではございます。

工業用地の開発計画が具体的にになった際は、町主体が良いのか、県企業局主体が良いのか、民間事業者主体が良いのか、それぞれメリット、デメリット等がございますので、工業団地の開発の必要性も含め、町として十分な検討を行った上で進めてまいりたいと考えております。

最後に、「事業推進のために、役場内に推進体制を構築する必要があると考えるがいかがか」について、お答えします。

現在、企業誘致につきましては産業課が所管となって進めており、今年度から担当係を1名増員して、森町への進出を検討している企業からの問い合わせに対応し、企業立地を推進しているところでございます。

これまで、企業立地を進める際に発生する課題等については、課題が発生する度に産業課と関係する課が調整をし、課題解決を進めていた訳でございますが、複数の課にまたがる場合や調整に時間を

要する場合があるのが現状であります。

こうしたことから、企業誘致を全庁的な施策として推進するため、町としての企業誘致の方針を策定し、庁舎内に企業誘致のためのプロジェクト会議及びプロジェクトチームを設置し、企業誘致に関する情報の共有とスムーズな企業誘致を推進するための体制整備を、現在、準備しているところでございます。

進出や規模拡大を計画する企業やその開発に関連する民間事業者からの要望や問い合わせは、刻々と変化し、町もその変化に対応していかなければならないと考えておりますので、今後も積極的な企業誘致を進めるため、全庁的な企業誘致推進体制の確立と、企業への支援体制の強化や情報収集の強化等を図ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長  
12番議員

( 亀澤 進 君 ) 12番、山本俊康君。

( 山本俊康君 ) それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございました。私もこの森町の人口減少、そしていろんな財源という意味で、やっぱり今、新東名ができて8年経過をするし、あの地域をさらにそうした拠点として使うことが、森町で最大のメリットが出ることだと私も考えて、地域の皆さん方から、だいたい農地の方も、茶畑も、もう睦実茶農協も解散になるし、また高齢化によって土地の管理も非常に今難しくなっているという中で、インター、そして県道掛川天竜線、そして袋井春野線が交わる非常に立地的に良いところだから、あそこの地域についてお前も議員として出ている以上考えてもらえないかという声は非常にたくさんの皆さん方からお聞きをしております。そんな中で、私も県道掛川天竜線の、もう既に一部約6,000平米が造成をされておりますが、平成30年にあそこの皆さん方にここの土地を、どうだみんな活用していく、また利用したい企業がいるがということで、幾度か南戸綿の公民館に、地権者に寄っていただいて、みんな考えてもらえないかというようなことを話をさせていただいて、やっとなら約6,000平米を造成

し、今来る企業を待っているということもできることになりました。さらに、私の会社の裏のところについても、掛天線の横でありますので約7,000坪の用地を、いろいろ今、皆さん方と検討、話し合いをして、企業がこちらの方というお話もございます。ここは立ち退きも若干関係をすることがありますのでなかなか話が進まなかったわけですが、ここにきて協力をいただけるという中で、来年1月中時分には、その地域の皆さん方も、地権者に寄っていただいて、計画をお話しさせていただき、協力していただけるような場面がいよいよ来ると思っております。そこは7,000坪ございます。今、話をしているのは北戸綿工業団地と新東名の間にある農地、そして若干の山もあり、茶畑が主であるわけですが、だいぶ荒れてきているということでみんなも手をこまねているということで、立地的には非常に良い。そしていろんなところから、先ほど町長の話がありました。いろんなところからこの場所を見に来ていただいているというのが結構ある。実質私もお伺いをし、案内もさせていただいているところもあるわけですが、非常に立地的にはいいところであるし、約20ヘクタールの場所として、規模的にたくさんあるところでもありますので、そこについて町長に今お伺いをしているのは、なかなか町としてやることはできないが私は民間の力を借りた中でやることは非常に重要であると思っております。そんなことで一つずつ答弁をいただいたわけですが、二つ目のこの計画をすることになると、やっぱり国土利用計画であるとか総合計画、都市計画マスタープラン等々のいろんなことの中で、その位置づけをしっかりとした中で取り組みをしていかないと大きな開発はなかなか許可をいただくことができないということでございまして、私も第9次総合計画、それから第3次国土利用計画、都市計画マスタープランそれぞれの中身を見ましたら、先ほど町長が言われているように、町としてインター周辺の地域として、拠点として進めるのだという位置付けは明記されております。これをいかにこれから具体的に進めるかということの中で、私は四つ目のところで、いろんな手法があると



は思うが。企業局にお願いするにしてもなかなか時間的に非常に掛かる。いろんな許認可関係を許可していく中では、企業局がやっていただければスムーズに行くというのは聞いているわけですが、ただスピード感に欠けるといことで私はやっぱり今、民間の力を借りて、そしてこのところに町が協力をして、そして地域の衆にも町からお願いをして、このところをしっかりとした拠点として進めていくということが私は非常に重要だと思って、四つ目のこのところについて民間ではどうかということで質問をさせていただいてますが、この間12月3日の新聞ですが、掛川市の定例議会の一般質問で松井市長が、掛川市も以前から上西郷地区で開発を計画していたけどもなかなか思うように進まない。47.8ヘクタールの用地を以前から計画していたけどもなかなか思うように進まないということの中で、一般質問の中で民間の力を借り、そうした事業者を公募して民間の力でやってもらったらどうかということにしたいと答弁をされている記事が載っておりました。掛川の方でも47町歩、なかなか大きい面積を計画している。もう既にできているところ、磐田市の敷地の向こうの豊岡のところについては、50町歩が民間の力でもう既に開発をされて、キャタラーとか大きな企業が今もう既に入っているわけですが、もう実際に造成され、稼働している。磐田は新東名のあの地域にスマートインターを計画して、さらに企業の進出に力を入れていくということで進めているということでございます。そういうこともあって私どものこの森町においても、あそこの場所しか新東名を使った、そしてさらに日本の大動脈である、拠点ともなる中間の位置ともなる非常に立地的にはいい場所でありますので、あそこのところを森町のいろんな意味で拠点としていく必要があるだろう、そしてまちづくりとしても必要だろうと考えておりますので、民間の公募をした中で進めるということについて、もう少し積極的な取り組みとして、なかなか町が独自で企業局へ頼んでということもなかなか難しいということもあるし、スピード感が無いと思っていますので、民間の力を借りて、公募してまでも、あの

地域をスピード感をもって進めたらどうかと私は思っております。  
今、プロジェクターに出ているこのところについては、都市計画マスタープランの飯田地区のところとして、ここがインター活用型地域振興拠点として、点で囲まれている北戸綿工業団地と新東名の間のところを計画を進める地域だとしているわけですので、具体的にこれからそうした絵に描いた餅にならないように、こうしたことを進めていくように考えておりますが、このところの民間活用、公募というところに絞って、私は今日質問をしたいなと思っておりますので、町長のお考えをお願いしたいと思います。

議長  
産業課長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 山本議員の再質問にお答え申し上げます。

企業立地を進めるにあたってそのやり方、民間主導で公募でどうかということがございます。山本議員からもございましたように、それぞれ民間主導でやる場合、公主導といったことでやる場合のそれぞれのメリット、デメリットがあると思います。先ほどご発言がありましたように、町主導でやる場合はやはり財政負担が大きいでありますとか、時間が掛かるのではないかということ。逆にメリットとすると各種手続き等が簡略化というか、協議で済む場合があるということ。または民間主導の場合につきましてはスピード感と、あとは町の財政負担が少なくなる可能性があるといった等々、メリット、デメリット等はあると思います。先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、町としては今、プロジェクト会議、プロジェクトチームを準備しているところでございます。そういった中で公募のあり方、こういった手法でやるのか等々をしっかりと整理して、その中でまた町の企業立地の基本方針というものを定めまして、こういった地域についてこういったやり方がいいのかというのを全庁的に検討して進めてまいりたいと考えております。プロジェクトチーム、プロジェクト会議につきましては、年明け早々にも立ち上げまして、そういったことも含めてその中で検討をして早急に対応してまいりたいと考えております。山本議員からありましたように、公募のあ

り方についても、例えばエリアを指定してやるのか、エリアから公募するのかなど、いろいろその手法もございますので、やはりそこについては民間の方の活力なりお知恵を拝借しなければできない部分は多いと私たちも感じておりますので、そういったことも含めてこれから早急に検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 12番、山本俊康君。

12番議員

( 山本俊康 君 ) 今、長野産業課長からお答えをいただきましたが、どうしてもいろんな手法の中で、メリット、デメリット、そしてスピード感というようなことを考えると、やっぱり町のいろんな人手であるとかまた予算であるとか、いろんな面を考えると民間でお願いをする中でスピード感もってということも、非常に町としてはありがたい内容だとは思いますが、そういう取り組みで今プロジェクトチームを作って、来年早々にはそういうチームをしっかりと運営していくような取り組みをしていきたいと、積極的な取り組みをしたいということだと私は受け取りましたが、そういうご答弁をいただきました。やっぱり私はあの地が非常にインターの横であり森町の大動脈ともなる新東名の、しかも日本の中心地でもあるということで、いろんな企業の方等々があそこを見に来られているというのは、ここ数年私も非常に感じております。町がそういうことでここを積極的に取り組んでいくということになれば、私も前々から地域の方に、だいぶ茶園も荒れたのでお前何とかせよというような話は幾度となく聞いておりますし、いろんな方々に話をさせていただいたところ、そういう場合あなたも協力してくれるかというようなことも、話はことあるごとにさせていただきました。みんなお前が頼りであそこのところをやってもらえないかということ言っているというようなことも度々聞いておりますし、いろんなところでも話をし、いろんな企業とも若干話をしましたが、なかなか私どもがやっても煮え詰まるような話にはならないということでございますので、ぜひ町が音頭を取って、地域の方とも話をし、あの

地域の活用、あの地域のまちづくりを積極的に進めるべきだと私は思っております。その面で私も地元にありますのでいろんな皆さん方の声を聞いたり、また意見を聞いたりして、あの地域の方々のところをまとめていきたいというのが、私の責務としてあそこはやっていかななくてはいけないと思っておりますので、町と協力して進めていければと思っております。どうですか町長、積極的にあそこの地域にまちづくりとして、また産業の拠点として、そして人口対策として積極的に取り組んでいただければありがたいと思っておりますが、ぜひ町長の言葉として聞かせていただければ、私も地域に帰って、町長もその気であるのでみんなでやらないかというようなことも、話をしていきたいと思っておりますので、もういろんなことはあまり言いません。町長のその一言をちょっとお聞きしたいと思っております。

議 長 （ 亀 澤 進 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） 町長の積極的な言葉をということでございます。これまでもいろいろな言葉でお答えをさせていただき、また担当課長からもお答えをいたしておりますけれども、これは積極的に取り組むということの説明をしてきたわけでありまして。私も今年2月の2期目の町長選への挑戦につきましましては新たにマニフェストを作ったわけでありまして、その中で先ほども申し上げたように、活気に満ちた活力あるまちづくりという中で積極的な企業誘致と雇用の確保ということを掲げております。これは直接表現はしておりませんが、当然、新東名を活用した、特に森掛川インター周辺のことを頭においての考えでございます。新東名高速道路が森町に開通して、森町にとって百年に一度の大転換期だという大きな期待が寄せられていたわけでありまして、新東名開通、供用開始から8年、少しずつ、直接的に新東名周辺の企業立地が進んだわけではありませんが、例えば森町内の企業の拡張であるとか、あるいは他の地域からの集約であるとか、そういったことで森町が選ばれているということは、やはり新東名の効果がそこにあるものと考えております。

とは言ふものの目に見えてこの新東名を活用した開発、発展というものが当然森町にとっても、また森町民にとっても望むところでありますので、そのような形に向けて進んでまいりたいと思っております。この20ヘクタールの工業用地の開発、またそれに伴う企業誘致ということは、森町にとっては大変大きなプロジェクトです。おそらく町単独としては初めてではないかと思っております。そのようなことですので、限られた人員の中で、また経験の中でこのことを進めていくというのは簡単なことではありません。先ほども今後の手法について、メリット、デメリットをそれぞれ検討していくということをお願いしましたが、今すぐにこういう方針でいくと言い切れるだけのものがまだないというのが実情です。そのような中で新たにこの森掛川インターチェンジ周辺を念頭に置きながら、森町の企業立地を進めるためにプロジェクト会議、プロジェクトチームを編成して具体的に進めてまいりたいと考えております。この事業を進めるには、町と地元の皆さん、そして開発する事業者あるいは進出する企業、この三者が緊密に連携をしながら進めていかなければならないと考えております。その点、山本議員にはこれまでも地域から地域を代表する議員として、地域の声をまとめてきていただいておりますので、今後も引き続き、町としてもこの事業を町長として積極的に進めてまいりたいと思っております。山本議員におかれましても引き続き地域の取りまとめ、またさまざまなパイプ役としてご活躍をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。私の決意表明とともに山本議員へのお願いということでお聞きいただければと思います。

議 長

( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午後 1時55分 ~ 午後 2時05分 休憩 )

議 長

( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

最後に、10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 ) 10番、西田です。私は一問、質問させていただきます。先ほどは山本議員からも、インター周辺やスマート周

辺の開発振興策が質問されましたが、私は北部地域の振興策があるかどうかをお伺いします。

いよいよ来年4月からは三倉・天方地区から小学校が閉校となり、旧泉陽中とあわせ三つの学校が消えることになる。先ほどは他の議員からも三倉駐在所の閉鎖の話も出ておりました。地域の皆さんの心境は複雑な想いかと思います。今後の地域づくり、振興策は「自助・共助」だけではとても成り立つものではないと思います。また、学校がなくなる中で、光通信網やICT情報通信技術の整備等で解決できるものでもないと思います。そこで、次の点についてお伺いいたします。

一、都市計画マスタープランの三倉・天方地区のまちづくりの実現をどのように進めていくのでしょうか。これは上位計画にある第9次総合計画の中でも北部地域の計画が出されております。

二、地域おこし協力隊の現状、私は初期の目的から少しずれていないかと思っています。この点はいかがでしょうか。

三、「自助・共助」だけでは解決しないと思います。「公助」の思い切った施策が必要だが、その政策はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) 西田議員の「森町北部地域の振興策はあるか」についてのご質問にお答えします。

1点目の「都市計画マスタープランの三倉・天方地区のまちづくりの実現をどのように進めるか」について申し上げます。

令和2年3月末に策定しました森町都市計画マスタープランでは、人口減少、少子高齢化等、森町を取り巻くさまざまな情勢の中、第9次森町総合計画が掲げる「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」を実現し、「まちを持続し、豊かに暮らし続ける」ためのまちづくりのテーマとして、医療・仕事・居住と交流を融合したまちづくりが重要と示しております。

都市計画マスタープランそのものは、本来、都市計画区域を対象

としているものでございますが、森町のまちづくりにつきましては、都市計画区域のみだけではなく、三倉、天方地区などの中山間部を含め成り立っていることから、森町都市計画マスタープランは、森町全域を計画対象として策定しております。

まちづくりを実現するためには、地域それぞれの特性や課題を反映した、よりきめの細かいまちづくりの方針を定めた構想を示し、地域単位でまちづくりを行っていくことがより重要であると考えております。

そのため、都市計画マスタープランの中では、全体構想に加え三倉、天方、森、一宮、園田、飯田の6地区に区分した地域別構想により土地利用方針をまとめております。各地区のまちづくりをそれぞれの現状を踏まえた上で、テーマと目標を掲げ、まちづくりの方針を示し、人口規模や公共施設・歴史や文化、自然のもつ資源を生かした取り組みにより、その地域の個性を活かし、豊かな暮らしを維持、実現するとしております。

地域別構想において、三倉・天方地区のまちづくりの実現に向け、三倉地区は「美しい森林と豊かな茶園の緑を守り育み共に営み続ける地域づくり」をまちづくりのテーマとし、「災害に強い安全な道路ネットワークの整備や美しい森林づくり、地域産業を支える茶園の保全」をまちづくりの目標としております。

また、天方地区は「カワセミが舞う清流吉川との関わりのなかで安全・安心な暮らしや交流の活力を育む地域づくり」をまちづくりのテーマとし、「定住や観光交流の促進に向けた遊休農地と空き家等の有効活用や吉川やかわせみ湖などの水辺空間の活用、アクティ森を拠点とした地域づくりや災害に備えた地域の防災力の向上」をまちづくりの目標としております。

さらに、目標達成に向け、それぞれの地域において、「地域の拠点形成」、「土地利用と集落整備」、「道路・交通の整備」、「都市環境の整備」について方針を示し、各方針について検討し、取り組みを実施することとしています。

具体的取り組み方針といたしまして、まず、地域の拠点形成の方針に対しまして、三倉地区は三倉総合センター周辺を地域生活拠点に位置づけて、地域交流や活動の場として活用していく方針としております。また、天方地区は現天方小学校周辺を地域生活拠点に、アクティ森や太田川ダムといった施設を観光交流の拠点として位置づけ、地域の交流や活動の場として活用していく方針としております。なお、三倉小学校と天方小学校の指定避難所としての位置づけにつきましては、旧泉陽中学校同様に防災倉庫も含め、継続していく予定としております。

次に、土地利用と集落整備方針に対しましては、三倉地区、天方地区それぞれ、その周囲にある既存の良好な住環境の維持・向上、茶園などの優良農地の保全や美しい森林の保全、景観の保全を図る一方、空き家や遊休農地の有効活用を検討し、その可能性を検討する方針としております。

とりわけ、空き家等の有効活用の点におきましては、地域の空き家等について森町空き家等対策計画に基づき、空き家等に関する情報等の把握・管理や特定空き家等の発生防止、また、跡地の利活用の促進、特定空き家等に対する適切な措置により、周辺的生活環境の保全等を図るなど適正管理を推進しております。また、移住定住や観光交流の促進のため、リノベーションなど有効活用の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

加えて、この空き家の有効利用及び定住推進について、さらに申し上げますと、森町農業委員会及び定住推進課において、浜松市の先進事例の視察研修を実施し、過日の森町農業委員会において、空き家とセットで農地取得する場合の農地取得の下限面積を引き下げる手続きを整理した上で農地の所有権移転を認める方向で見直しを進めることが了承されたところであります。現在、手続きの整理について検討を進めているところであり、こうしたことも取り組んだ上で、より一層の空き家の有効活用及び定住推進を図り、地域のまちづくりに繋げてまいりたいと考えているところでございます。



次に、道路・交通の整備方針に対しましては、地域間の交通や交流を支える県道等の主要幹線道路の整備や改良を促進するとともに、その道路ネットワーク形成のため、地域住民の生活や産業活動に直結する町道等の整備や改良を推進する方針であります。

地域の要望に応じ、県道の整備促進のための要望活動の強化、町道については辺地事業等各種補助事業を活用しながら、安全性・快適性の向上に努めているところであり、今後も継続してまいります。

また、公共交通機関の維持や利便性の向上につきまして申し上げます。まず、現状といたしまして、三倉地区の公共交通機関は、民間事業者の秋葉バス「秋葉線」と、町の委託により運行している、NPO法人やまゆり三倉による町営バス「大河内線」がございます。天方地区につきましては、三倉地区同様の秋葉バス「秋葉線」と、町営バスについては、株式会社アマガタによる「吉川線」がございます。

このうち町営バス「大河内線」につきましては、小中学校への通学利用が主な利用目的となっており、利用者の約8割を占めております。また、町営バス「吉川線」につきましては、「大河内線」同様、小中学校への通学利用が約4割となっておりますが、一方で高齢者の通院、買い物に利用されるとともに、観光客の移動手段としても有効に利用されているところでございます。

このように、地域の重要な移動手段として利用されている町営バスでございますが、平成29年度に策定いたしました森町地域公共交通計画に基づき、利便性の向上や効率的な運行方法について検討及び実施を進めております。利便性の向上につきましては、ダイヤ改正を必要に応じて実施するとともに、さまざまな取り組みを実施しております。代表的なものを申し上げますと、「大河内線」につきましては、令和元年10月に10人乗りの車両から14人乗りの車両に更新をいたしました。また、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、14人乗り車両をさらに1台増車するよう準備を進めているところでございます。これにより、「大河内線」の車両は14人乗りが

計2台となり、混雑する通学の時間帯においても児童生徒を始め一般の利用者も密を避け、定員に余裕をもって乗車できるようになる見込みです。また、「吉川線」につきましては、平成30年10月に、児童の通学利用が多い「問詰」バス停を見通しがよい広い場所に移設し、安全に乗降でき、安心して利用できる環境を整備いたしました。

議員ご質問のとおり、来年4月には、小学校が統合し、三倉・天方地区に学校がなくなることとなりますが、地域の公共交通機関である「秋葉線」、「大河内線」、「吉川線」は、引き続き三倉・天方地区の児童生徒の通学手段として、また、地域住民や観光客の移動手段としても活用されることが期待されております。

次に、都市環境の整備方針に対しましては、環境、観光の観点から、豊かな森林資源や三倉川、吉川、太田川ダム周辺などの水辺空間の保全をしながら、特に、美しい森林づくりの推進として貴重な水源環境を保全するため、森林環境譲与税等の活用も含め、森林の持つ多面的機能を発揮する間伐等の整備促進や森林認証制度に基づく手入れの行き届いた認証森林の維持、増進を図るほか、太田川ダムかわせみ湖等をまちづくりに活用し、自然環境への配慮と観光交流を活かした環境整備の促進を図ってまいりたいと考えております。

具体的な取り組みとしましては、令和2年3月26日に県袋井土木事務所とアクティ森は、双方が連携、協力することで、太田川ダム周辺地域における交流人口の拡大、魅力の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、「太田川ダムの利用促進に関する協定」を締結いたしました。本協定に基づき、県、アクティ森及び町、地域と連携し、8月8日に「夏休み太田川ダム見学会」、11月28日に「太田川ダムまつり」の開催を計画しました。残念ながら今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により両計画とも直前で中止となってしまいましたが、観光振興、地域活性化のため、このような取り組みを始めているところでありますので、今後も関係機

関と連携し継続してまいります。

また、景観の観点からは、森林や河川など自然景観や茶園などの農地景観については、地域の個性を表す良好な景観でもありますので、大日山金剛院や友田家住宅や大まる様などの地域の貴重な歴史的・文化的資源とともに、良好な景観保全・育成と併せ、まちづくりに活用していく方針としております。

防災の観点からは、中山間地の保水機能を有する山林や農地を保全することで、下流域への浸水被害の抑制につなげていくほか、大規模災害による集落の孤立化を防止するため、特に三倉地区においては、防災ヘリポートの周知と適切な維持管理により、防災機能を向上させることを方針として進めております。

その他、優良農地の保全や良好な住環境の創出への取り組みなど、本地域における検討課題はさまざまあります。都市計画マスタープランのこうした方針は、地域の現状を踏まえ、各分野における課題解決の方向性や地域の将来的なまちづくりの方向性を示しているものでありますので、より具体的な施策や実施計画については、今後も各分野においてさらに検討を加え、三倉・天方地区のより良いまちづくりの実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の「地域おこし協力隊の現状は、初期の目的からずれていないか」について申し上げます。

まず最初に、地域おこし協力隊制度の概要について簡単にご説明させていただきます。本事業は、総務省所管で平成21年度より開始されたもので、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

森町においては、平成28年度に事業を開始し、延べ4名の隊員に委嘱を行い、現在は2名体制で活動を行っております。

現隊員についてですが、1名は昨年度に引き続き「森町魅力発信コーディネーター」として、各種メディアやSNSなどを用いた森

町の魅力発信や、森町の特産品であるお茶を活用したPR活動に取り組んでおります。

北部地域では、天方地区における「半夏生の里」での呈茶ボランティア、ブルーベリーを活用した地ビールやスイーツなどの特産品開発、三倉地区での移住コーディネーターが主催する自然体験ワークショップなどに携わってまいりました。

もう1名は本年度委嘱した隊員でございまして、三倉地区、天方地区において、少子高齢化といった課題に対し、地域力の維持・強化を図るために、地域の助け合いの仕組みづくりなどをテーマに「中山間地域活性化コーディネーター」として活動を行っております。

地域のお年寄りが手作りした小物作品の展示や、みそ、梅干し作りなどができる憩いの場所づくり、耕作放棄地を活用した新たな特産品づくりに向けた取り組みのほか、防災士の知識・経験を活かし、小学校や放課後子ども教室での防災・サバイバル教室などの活動を行っております。

さて、議員ご質問の「初期の目的とのずれ」についてでございますが、地域おこし協力隊の基本的な目的は「地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る」ことでございますので、地域協力活動につきましても先に申し上げたとおり精力的に取り組んでいるところであり、地域への定住・定着という大きな目標のために、各隊員は任期終了後の仕事や住まいの確保に注力しているところでございます。なお、現在、移住コーディネーターを委嘱している元地域おこし協力隊員についても、町内においてゲストハウスを起業し、定住を実現させております。

また、その活動については町内回覧において約2か月に1回、地域おこし協力隊通信というページを設け、お知らせしているほか、広報誌、ホームページなどでも広報を行ってまいりましたが、協力隊の取り組みについては特定の地域での活動が多いため、町民全員の皆さまへの周知が届きづらい面があり、そのようなご指摘をいただいたものと考えるところでございます。

今後は活動の見える化を進めるために、さらなる広報の充実を図るとともに、隊員の取り組みに対するチェック及びサポート体制の確立を目指してまいります。

3点目の「『自助・共助』だけでは解決しないと思う。『公助』の思い切った施策が必要だが、施策はあるか。」について申し上げます。

議員ご案内のとおり、三倉・天方地区におきましては、森町全体と比較して少子高齢化が進み、今後の地域づくりには、コミュニティの存続や人材の不足などさまざまな課題があると認識しております。参考までに、10月末日現在の高齢化率について申し上げますと、森町全体が35.4パーセントに対し、三倉地区が54.5パーセント、天方地区が39.5パーセントとなっております。

さて、ご質問の「自助」「共助」「公助」に「互助」を加えまして、少し、言葉の整理をさせていただきます。「自助」につきましては、自分の身の回りの課題を解決すること、「共助」につきましては、制度を利用して助け合うこと、「互助」につきましては、地域の住民同士で助け合うこと、「公助」につきましては、行政が公的な支援で助けること、この「4つの助け」を前提としてご説明させていただきます。

まず、「互助」「共助」を進めるひとつの取り組みといたしましては、平成29年度から三倉地区、天方地区におきまして、地域住民が互いに支えあう制度づくりを進めるため、「生活支援体制整備事業」を実施しております。この事業は、地域における課題やニーズを調査することを目的として、平成30年度は天方地区、令和元年度は三倉地区において中学生以上にアンケート調査を実施するとともに、それぞれの地区においてワークショップを開催し、地域に住むさまざまな世代の方が参加する中で意見交換を実施しております。現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時中断をしておりますが、この取り組みを通して地域の全ての方々が参加し、交流できる機会をつくるための活動が進んでおります。

また、議員ご質問の3つの学校が閉校になることに関連しましては、その跡地利活用を検討するため、本年10月に「森町小中学校利活用検討委員会」を立ち上げました。この委員会の委員は、副町長を委員長とし、地域の議員、地域住民の代表者、地域団体の代表者、閉校となる学校の教職員代表者、学識経験者で構成されており、「互助」「共助」「公助」が連携した取り組みとして進めているところでございます。11月24日に第1回の委員会を開催し、それぞれの立場から積極的な意見が出され、その地域ならではの課題解決に向けて議論が進められました。さらに、この委員会の前段階として、地域から幅広い意見を伺うため、8月に、三倉・天方地区の中学生以上を対象に利活用に関するアンケート調査を実施し、検討を進めるための参考資料としております。

このアンケート調査の結果や検討委員会での議論を踏まえ、地域の活性化やコミュニティの維持・強化に寄与できるよう検討を進め、おおよそ2年間の間に利活用の方向性を決定してまいりたいと考えております。

現状の厳しい財政状況のもと、多様化・複雑化する地域課題等に適切に対応していくためには、行政中心の取り組みだけでは限界がございます。ただいま申し上げましたとおり、「自助」「互助」「共助」「公助」は、相互に連携しあうことで、地域課題を解決できる仕組みであると考えております。今後につきましても、小中学校の跡地利活用をはじめとした地域課題に対し、「自助」「互助」「共助」との連携に必要な「公助」を常に考え、誠心誠意努力し、その場にふさわしい公的支援を提供してまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長  
10番議員

( 亀澤 進 君 ) 10番、西田彰君。  
( 西田 彰 君 ) まず北部地域の活性化また安心して住み続ける地域づくりをしていく中では、ここに第9次森町総合計画の前文のところに基本理念として三つがあります。そのうちの三つの中に「対話 信頼の構築」というところがございます。さまざまな場

面での対話によって町民が声を出し、自らも参加する、きめ細やかなまちづくりが進む。森町に住まい、学び、働く、様々な立場の人々、さらには個性を持った各地域との「対話」を続けながら、さらに深い信頼関係が生まれていくと謳っております。先ほど地域各単位でこの都市計画マスタープランを進めていくという中で、今の現状を踏まえて美しい森林や茶園、そして土地の利活用、環境を考慮したさまざまな施策をするという少し抽象的なお答えがありました。この中で実際に農地付き住宅を利活用する、空き家ですね、こういったものが今、一つこの施策を進めているという話がありましたが、その他では空き家に対する具体的なものが無かったように思います。空き家だけではなくて地域の人たちとの対話ですか、そういったものの、実際こういう話し合いをしながら進めるのだよというものも無かったように思うわけですが、三つ四つ公共交通の問題もありますし、道路の改良、これは特に大久保とか中野、それから田能の皆さんから、狭くて交通事故、車を落としてしまったとかそういった話も聞いております。そういったところの具体的にこうするというものがあるのでしょうか。

議 長  
定住推進  
課 長

( 亀澤 進 君 ) 小澤定住推進課長。

( 小澤 幸廣 君 ) 定住推進課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えします。まず空き家についての具体的な対策ということについてお答えさせていただきますが、空き家等の実態調査の結果でも、北部地域は南部と比較しても空き家率が高い結果となっております。空き家の問題については大きな課題であるということは認識しているところでございます。しかしながらあくまで空き家の所有権というのは所有者にあるというのが大前提でございますので、当然町で強制的に空き家を利活用するということはできません。したがって空き家についての有効活用ということにつきましては、先ほどの町長からの答弁でありましたような対策と、あと第一に所有者の意志のもと空き家空き地バンクに登録をしていただくということは以前から申し上げておりますとおり、移住希望者や空き家希

望者等に紹介をしまして、利活用していただくということを推進していくということだと考えております。また、先ほど答弁の中でありましたように、農業委員会の方で空き家とセットで農地を取得する場合の農地取得の下限面積を引き下げるという手続きを今、進めていただいているということで、具体的にはこれが農地も求めている移住者等の希望に叶うような一つの点だと思います。その他具体的な空き家についての対策というのは従来どおりということでお答えさせていただきます。以上でございます。

議長  
建設課長

( 亀澤 進 君 ) 中村建設課長。  
( 中村 安宏 君 ) 建設課長です。西田議員のご質問、道路が狭くて車を落としたということで具体的な道路整備の計画あるかというようなご質問だったと思いますけれども、この件に関しましては先ほど町長のご答弁の中にもありましたけれども、県道等の主要幹線道路の整備、それから改良を促進する、それから町道については生活道路でありますので、整備、改良を推進するというようなご答弁をいただきましたけれども、具体的には県道の整備につきましては県の方で計画的に進めていただいているところであります。袋井春野線については、ただいま三倉の大府川地区の改良をさせていただいております。その改良が終わりますと田能地区の工区に入ってくるということで聞いております。また、藤枝天竜線の整備についても県の方で取り組んでいただいているところでありまして、現在、中野地区の大洞橋がございまして、その周辺の拡幅改良、合わせまして上野平地区の拡幅改良にも取り組んでいただいているところであります。それから町道の改良につきましては、現在、田能、大久保の辺りで辺地対策として拡幅改良を一部させてもらっているということでやらせていただいております。その他、生活に直結するような生活道路につきましては、地域の要望を踏まえまして、必要な箇所については対策をしているという状況でございます。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 ) 10番、西田彰君。



( 西田 彰 君 ) 道路に関しては、今後、小学生の送迎バスも中野、田能、大久保と入るわけですが、そのことを考えると相当道路の安全というものも考えてやらないと運転さんも安心して走って行けないということもあります。もちろん大河内へ行く県道の狭いところは極端に狭いところもあります。また、山肌が崩れて道路に岩石が出ているということもありますので、この辺の改良はやはり町がやらなければ、また県にやらしてもらわなければならないところだと思います。そこら辺の推進というのはやっぱり真剣に考えていただきたいと思います。それから奥の方へ定住していただくためにいろいろ考えてはいると思うのですが、やはり学校が無くなってしまふということになりますと若い子育ての皆さんはなかなか来にくいということもあると思います。そういった中で学校に関しては、新聞にも報道されたように検討委員会が会合を持ったという中で、この中でアンケートで出されたものと出席者の委員から出たものが少しずれていると私はこれを見て思いました。町長は地域の核となる施設を整えていきたいと挨拶をされたようですが、アンケートではスポーツの拠点、合宿施設、宿泊研修施設、高齢者福祉施設等、障害者も入っていますが、委員の意見の中では民間企業の積極的な活用というような意見も出ているということで少しずれがあるように感じたわけです。今後、学校跡地は2年間で結論を出していくということですので、今、どうのこうのと私は言いませんが、今住んでいる人たちがいかに安心して三倉、天方地域に暮らしていけるかということを見ると、やはり公共交通も含め買い物関係、それから子どもたちの安心安全ということになりますので、もう少し町民に発信するためにも、具体的にこうやるのだと、だからこの地域に住んでいただいても安心ですよというものがほしいと思います。それでこの地域おこし協力隊の活動の記録が、私もらってありますけど、この活動記録を見させてもらう中でも特に地域の魅力発信ということでお茶とかそういうものを発信をしているというのがあります。先ほど町長の答弁の中にも北部地域で活動しているので

なかなか全域にその活動が伝わっていないという弱いところがあるという話がありましたけども、やはりもう来年の3月には任期が来るという状態で、今までの活動が本当にこの森町にとって前向きな、本当にこの人たちにやっていただいてかなり魅力発信もできた、定住も進んだというところまでいっているのかなと思いますので、もう少しその辺の地域おこし協力隊の活動を具体的にこうしました、ああしましたというのを説明していただければと思いますがいかがでしょうか。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 小澤定住推進課長。

定住推進 課 長 ( 小澤 幸廣 君 ) 定住推進課長です。西田議員のご質問にお答えします。地域おこし協力隊の活動についてのもう少し具体的な活動内容についてというご質問でございますが、まず現在の北部地域における地域おこし協力隊の活動というものにつきましては、先ほどの答弁でご説明申し上げましたとおり、現在1名の隊員が中山間地域活性化コーディネーターとして三倉地区に居住をしまして活動をしており、来年で2年目ということでまた継続活動、また新たな活動のサポート等をしていきたいと思っているところでございます。もう一名につきましては、テーマというものが森町魅力発信コーディネーターということでございまして、森町の魅力を内外に発信する、SNSであるとかいろんなメディアを通じて発信することによって重きを置いて活動してまいりました。その活動につきましては、茶文化振興事業であったり、内容につきましては茶文化工房カフェとか、その中ではお茶を使ったドリンクの考案とか、茶文化工房カフェの新聞の発行とか、発信につきましてはツイッターでの発信とか新聞取材、雑誌取材に対応している。あと町内のイベントにおきましても、遠江総合高校のキャリア教育のプロジェクトであったり、町並みと蔵展であるとか、半夏生の里事業での協力等々を行ってきております。先ほどの中山間地域コーディネーターにつきましても、本人の防災士という資格のスキルを活かしまして社会福祉協議会の出前講座の準備であったり、三倉小学校の防災教室、先

ほどの答弁でもあったような活動をしているところでございます。  
なかなか地域おこし協力隊の効果と実績における効果というのは、  
計るものはなかなかないわけでございますが、なかなか先ほどあつ  
たように若者の移住がない中で、それぞれの人生において大きな決  
断をして移住しまして、慣れない田舎暮らしをしながら地域教育活  
動に従事をし、退任後には定住を目指すということでございます。  
どうかそのような視点でもご支援、サポートをいただければありが  
たくなるところでございます。以上でございます。

議 長  
企画財政  
課 長

( 亀 澤 進 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。ただいまのご質問の中  
に公共交通あるいは学校の跡地利用という言葉がありましたので私  
の方から少しご回答をさしあげたいと思っています。最初に公共交  
通の関係でございますけども、これにつきましては森町地域公共交  
通計画に則り、現在あるべき公共交通、移動支援といったものを検  
討しているところでございます。そしてこの計画ですけれども、い  
わゆる困窮度あるいは年齢の高い低いで整理をして、本当に困つて  
いる人を支援させていただくという計画のつくりになっておりま  
す。例えば年齢が低く困窮度が高い例としましては、公共交通の利  
用が困難である児童、生徒。バス停までの距離が遠いといった方が  
対象になろうかと思いますが、これにつきましてはNPO法人の提  
案によりまして夢街道線の実現をしているというところでございま  
す。これは目に見える形で具体的に取り組みが実現化した例ではな  
いかと思っております。それから年齢が高くて困窮度が高い方、い  
わゆる高齢者の足ということでございますが、これにつきましては  
公共交通利用券の助成制度を開始してございます。もちろんこれは  
三倉、天方地区だけに限るというものではございませんが、今年度  
におきましては12月の今の時点で約40件ほど申請をいただいている  
ということでございますので、少しでも公共交通の利用が困難な方  
々を支援している事業ということに結びついているのではないかと  
考えているところでございます。それから学校の跡地の関係でござ

いますが、今年の11月に跡地の利活用の検討委員会を実施いたしました。企画財政課が一義的には窓口、事務局ということで出席をさせていただいたということですが、その中でやはり委員の方々からは、やはり学校の再編というものをマイナスイメージで捉えるのではなくて、逆にむしろそれを地域の活性化につながる良い機会と捉えて前へ進めていっていただきたいという非常に力強いお言葉をいただいたところでございます。私どもとしましても当然マイナスイメージということで捉えるのではなくて、廃校のところのその土地に新たな命を宿らせるということでむしろ学校以上の価値の創出に繋がっていけるチャンスがあるのではないかという気持ちで、この学校跡地の利活用については取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長  
10番議員

( 亀澤 進 君 ) 10番、西田彰君。  
( 西田 彰 君 ) 地域おこし協力隊に関しては、こういったものが回覧で回ってきて、これを町民が見て、どこでやってるだねとか、そこらくらいで終わってしまうような内容なので残念かと思えます。森町で活動する機会が、この方はあまり多くないと感じるわけです。先ほど私が始めの方で言った町民との対話という件に関しては、行政として今後相当丁寧に対話を進めていかなければ、町内会長をやっているとかいろいろなさまざまな役をやっている方は役場と接するときはあるでしょうけど、一般の人たちはなかなかそういう機会がない。その中でどうなっていくのだろうねという心配だけが生まれてしまうと思えます。ですので、総合計画で言うように対話をやっぱり繰り返していただきたい。いろいろな厳しい意見も出てくるでしょうけども、その人たちにも耳を傾けるということがやっぱり行政の仕事だと思います。嫌なこと言われたからもうこれ以上聞かないとか、あるいはああいう考え方の衆ばかりで集まっているとか、そういう偏見はやめてぜひいろんな人たちと話し合いの機会をもって欲しいと考えるわけです。私の所へ電話をした方もなかなかそういった機会に恵まれない方だと思います。ぜひそら

辺の対話という姿勢を今後どのように行政側が各課で持っていくか、そこら辺を最後にお聞きします。

議 長  
企画財政  
課 長

( 亀澤 進 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐藤嘉彦 君 ) 各課でどういう形で対話というものの繰り返し行っていくか、取り組んでいくかというご質問でございます。この点につきましては一口に地域の活性化、振興と言ってもいろんな方向性があると考えております。例えば集客事業を目指すのか、あるいは定住事業を目指すのか、あるいは今住んでいる人の生活機能の向上を図るのかということで、どういう方向性を目指すのかということによって、当然取り組み方が異なると考えているところがあります。まずは住んでいる方の意向が反映される必要があるのではないか、特にそういう新しいことをやる、チャレンジするという場合ですけれども、行政が決めたことをやってくださいというのでは、やはり持続可能性という点でなかなか問題があるのではないのか、やはり住民が総意を持って決定したということでないとなかなか力を合わせて続けていくことができないのではないかと考えているところがございます。みんなで決めたから一致団結してやろうということになるということがございます。なので、そういった中で町は相談等があればできる範囲内で行政としても支援をしていく、これが本来の公助ではないかと考えているところでもあります。まずはその地域全員が協力をしていただいでできるもの見つけていただく、その上で行政の方へご相談をいただくといった中で対話というものがより効果的働いていくのではないかと考えているところでもあります。具体的には、過去には語る会という形で全地区を回ったとか、あるいは最近の語る会ですと手上げ方式で、語る会の開催希望がある町内会に対して町長が出向きまして、いろいろな対話を進めさせていただいているというところがございますので、そういったところも含めてさまざまな機会を捉えて町民の方の意見をできるだけ吸い上げて施策へ反映できるものはしていきたいと考えているところでもあります。また三倉、天方地区におきましては、先ほどの町

長答弁もございましたけども、生活支援事業ということで、ちょっと最近コロナの関係で中断をしているということでございますが、これはまさしく地域内の対話というものを促進する、そして自分たちでできることはできる限り自分たちでやろうという意識の啓発、動機付けといったものを主眼にやっている事業ということでございます。こういった形でも対話というところは担保できていくのではないかと考えておりますので、さまざまな機会を通して対話、お話を聞かせていただく中で施策に取り込めるものは取り込むように検討させていただきたいと考えております。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。明日9月22日、午前9時30分、本会議を開き、委員長報告及び議案に対する討論・採決を行います。本日はこれで散会します。

( 午後 2時58分 散会 )